

# 9-1

## [道等から居室等までの経路] 経路

### 基本的な考え方

道等から居室等に至る 1 以上の経路を、車椅子使用者など誰もが円滑に利用できる経路として整備します。

また、経路は、単純で分かりやすい動線となるよう計画し、車椅子使用者やベビーカー利用者等が遠回りの動線とならないよう設計することが重要です。

### < 1 > 整備基準一覧

#### 整備対象

「道等から居室等」までの 1 以上の経路を、以下の経路の種別（A、B、C）に応じて、それぞれ次のとおり整備してください。

#### 【経路の種別】

##### ① 条例対象

A バリアフリー経路：条例別表2 第9項

##### ② 法対象

B 移動等円滑化経路：令第18条及び条例第29条

C 特定経路：条例第31条

ホテル、旅館、共同住宅及び寄宿舎において  
整備が必要な経路

## ① A バリアフリー経路(条例対象全て)

経路の定義	<p>1 「道等」から「利用居室等」までの経路      2 「利用居室等」から「車椅子使用者用便房」までの経路      3 「利用居室等」から「簡易型車椅子使用者用便房」までの経路      4 「利用居室等」から「車椅子使用者用駐車施設」までの経路</p> <p><b>ア 利用居室等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等(用途によっては、多数の者)が利用する居室</li> <li>ホテル又は旅館における各客室</li> <li>共同住宅又は寄宿舎における各住戸</li> </ul>	図 9-1-1
整備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>経路上に段又は高低差を設けないこと。 (ただし、9-4「傾斜路」、又は9-5「エレベーターその他の昇降機」を併設する場合を除く。)</li> <li>当該経路を構成する「出入口」「廊下等」「傾斜路」「エレベーターその他の昇降機」「敷地内の通路」は、9-2から9-6に掲げるものとすること。</li> </ul>	

## ② B 移動等円滑化経路(法対象全て)

経路の定義	<p>1 「道等」から「利用居室」までの経路      2 「利用居室」から「車椅子使用者用便房」までの経路      3 「利用居室」から「車椅子使用者用駐車施設」までの経路</p> <p><b>1 利用居室</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によつては、多数の者）が利用する居室</li> </ul> <p>※「道等」：道又は公園、広場その他の空地。地形の特殊性から「9-6 道等から居室等までの経路（敷地内の通路）」P156の整備基準に適合させることができない場合は、対象建築物等の「車寄せ」とする。      ※「上記2、3における利用居室」：対象建築物等に利用居室が設けられていないときは、「道等」とする。</p>	図 9-1-2
整備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>経路上に段又は高低差を設けないこと。          (ただし、9-4「傾斜路」、又は9-5「エレベーターその他の昇降機」を併設する場合を除く。)</li> <li>当該経路を構成する「出入口」「廊下等」「傾斜路」「エレベーターその他の昇降機」「敷地内の通路」は、9-2から9-6に掲げるものとすること。</li> </ul>	

## ② C 特定経路(法対象(ホテル、旅館、共同住宅及び寄宿舎のみ))

経路の定義	<p>1 「道等」から「各客室」又は「各住戸」までの経路      2 「各客室」又は「各住戸」から「車椅子使用者用便房」までの経路      3 「各客室」又は「各住戸」から「車椅子使用者用駐車施設」までの経路</p> <p><b>ウ 各客室又は各住戸</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホテル又は旅館における各客室</li> <li>共同住宅又は寄宿舎における各住戸</li> </ul> <p>※移動等円滑化経路と特定経路が重複する部分は、移動等円滑化経路となる。</p> <p>※「道等」：道又は公園、広場その他の空地。地形の特殊性から「9-6 道等から居室等までの経路（敷地内の通路）」P156の整備基準に適合させることができない場合は、対象建築物等の「車寄せ」とする。      ※「上記2、3における各客室又は各住戸」：対象建築物等に客室及び住戸が設けられていないときは、「道等」とする。</p>	図 9-1-2
整備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>経路上に段又は高低差を設けないこと。          (ただし、9-4「傾斜路」、又は9-5「エレベーターその他の昇降機」を併設する場合を除く。)</li> <li>当該経路を構成する「出入口」「廊下等」「傾斜路」「エレベーターその他の昇降機」「敷地内の通路」は、9-2から9-6に掲げるものとすること。</li> </ul>	

図9-1-1 条例対象 A バリアフリー経路

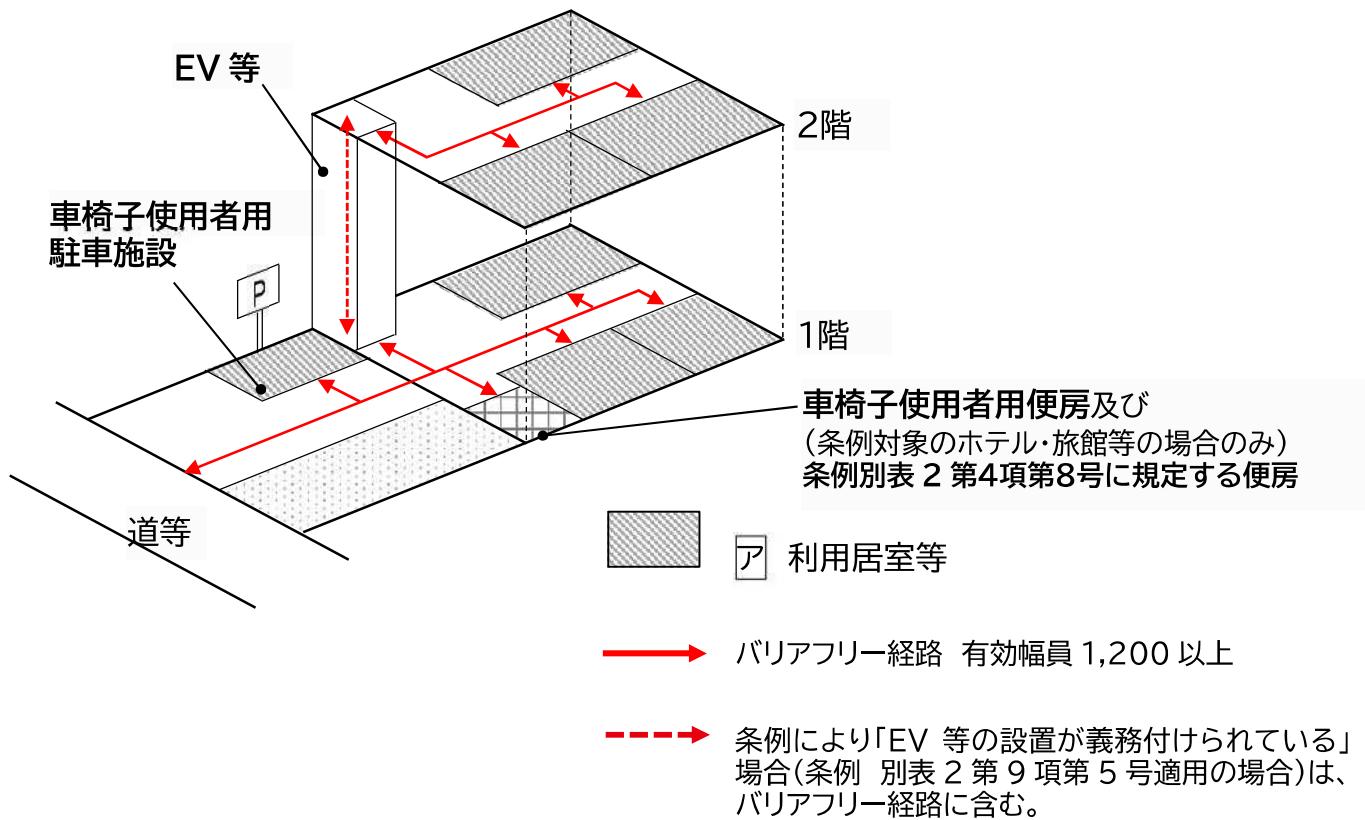
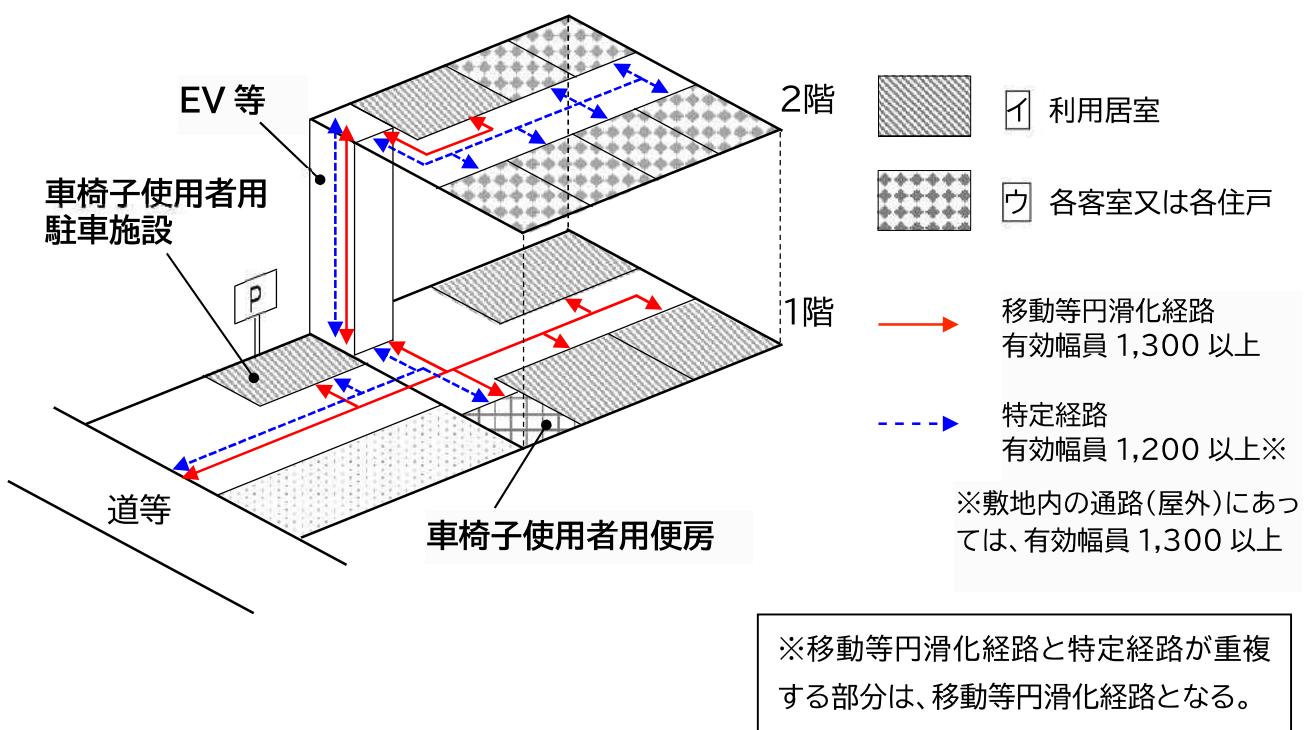


図9-1-2 法対象  
B 移動等円滑化経路(法対象全て)  
C 特定経路(法対象(ホテル、旅館、共同住宅及び寄宿舎のみ))



## 9-2

## [道等から居室等までの経路] 出入口

## 基本的な考え方

出入口は、車椅子の通行に必要な幅を確保し、戸の前後に段差を設けないようにします。

また、戸の形式やドアハンドルは、車椅子を使用している方・上肢に障害のある方などにとって開閉しやすいものとします。

## &lt;1&gt;整備基準一覧

整備対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道等から居室等までの経路上の、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する居室等の全ての出入口が対象です。</li> <li>● スタッフ専用の区画等になる出入口は整備対象となりませんが、対応することが望ましいです。</li> </ul>
------	---

施設	● 整備基準		具体的な整備内容と 解説・補足	
	箇所	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) 出入口の 有効幅員	<p>出入口(直接地上に通じる主要な出入口を除く。)の幅は、<u>80 cm以上</u>とすること。</p> <p>«令第18条第2項第2号イ»</p>	同左	<p>«条例 別表2 第9項第2号ア»</p>	<p><b>具体的な整備内容</b></p> <p>・有効幅員は、扉の引き残しや厚みを除くとともに、親子扉・両開き扉の場合は片側の扉のみで確保する。</p>
(2) 主要な 出入口の 有効幅員	<p>主要な出入口のうち1以上は、直接地上に通じるものとし、<u>有効幅員を 90 cm以上</u>とすること。</p> <p>«条例 29条第1号» «条例 29条第2号»</p>	<p>主要な出入口のうち1以上は、直接地上に通じるものとし、<u>有効幅員を 85 cm以上</u>とすること。※</p> <p>«条例 別表2 第9項第2号イ・ウ»</p>	<p><b>具体的な整備内容</b></p> <p>・9-2(1)「出入口の有効幅員」参照。</p> <p>&lt;解説・補足&gt;</p> <p>・主要な出入口とは、施設の玄関に相当し、常時使用する出入口をいう。</p> <p>※ 小規模な建築物で、主要な出入口を85 cm確保することが困難な場合、80 cm以上で可とする緩和規定を設けている。ただし、本緩和規定が適用できるのは、条例別</p>	

			<u>表1で、条例別表2第9項第9号の規定が除かれていらない場合のみである。</u>
(3) 戸の構造	<p>戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>«令第18条第2項第2号口»</p>	同左	<p><b>具体的な整備内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戸の前後には、車椅子使用者が戸の開閉をするための水平面を設ける。</li> <li>戸の見切り等により、やむを得ず戸の前後に段差が生じる場合の高低差は2cmまでとする。</li> </ul> <p><b>&lt;解説・補足&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開閉動作から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また、自動式の方が手動式より使いやすい。</li> <li>車椅子で前向きに段差を乗り越える場合、段差が大きいと前輪が段に対して横向きになり、前に進めなくなるおそれがあるため、出入口部分は2cm以下の段差とすること。また、段の角をおとす（すりつけ、面取り、スロープ等）ことが望ましい。</li> </ul>

## &lt;2&gt;努力基準一覧

努 力 基 準	
箇 所 (番号は表<1> に合わせています)	内 容
(1) 出入口の 有効幅員	<input checked="" type="radio"/> 出入口（主要な出入口を除く。）の幅は、90cm以上とする。 <input type="radio"/> 出入口（主要な出入口を除く。）の幅は、85cm以上とする。
(2) 主要な 出入口	<input checked="" type="radio"/> 主要な出入口のうち1以上の幅は120cm以上とする。 <input type="radio"/> （条例対象であっても）主要な出入口の幅は、90cm以上とする。
(3) 戸の構造	<input type="radio"/> 主要な出入口の外側には、庇を設ける。 <input type="radio"/> 主要な出入口の前後に、奥行きが150cm以上の平坦な部分を設ける。 <input checked="" type="radio"/> 主要な出入口が開き戸の場合は、主要な出入口の前後に、扉幅+150cm以上の平坦な部分を設ける。
(4) その他	<input checked="" type="radio"/> ドアハンドルの高さ・形状は、車椅子使用者の利用にも配慮したものとする。 <input checked="" type="radio"/> 円筒形のドアハンドルは、上肢に障害のある者や握力の弱い子ども等には使いにくいため避け、棒状のハンドルや、レバーハンドル等とする。 <input checked="" type="radio"/> 見通しの利くスリットやガラスの窓部分があると、戸の反対側の様子が分かり、開閉時の衝突防止につながる。 <input checked="" type="radio"/> 利用時に危険が伴うため、回転ドアの設置は避ける。

&lt;2&gt;の凡例:◎…建築物移動等円滑化誘導基準

○…条例規則

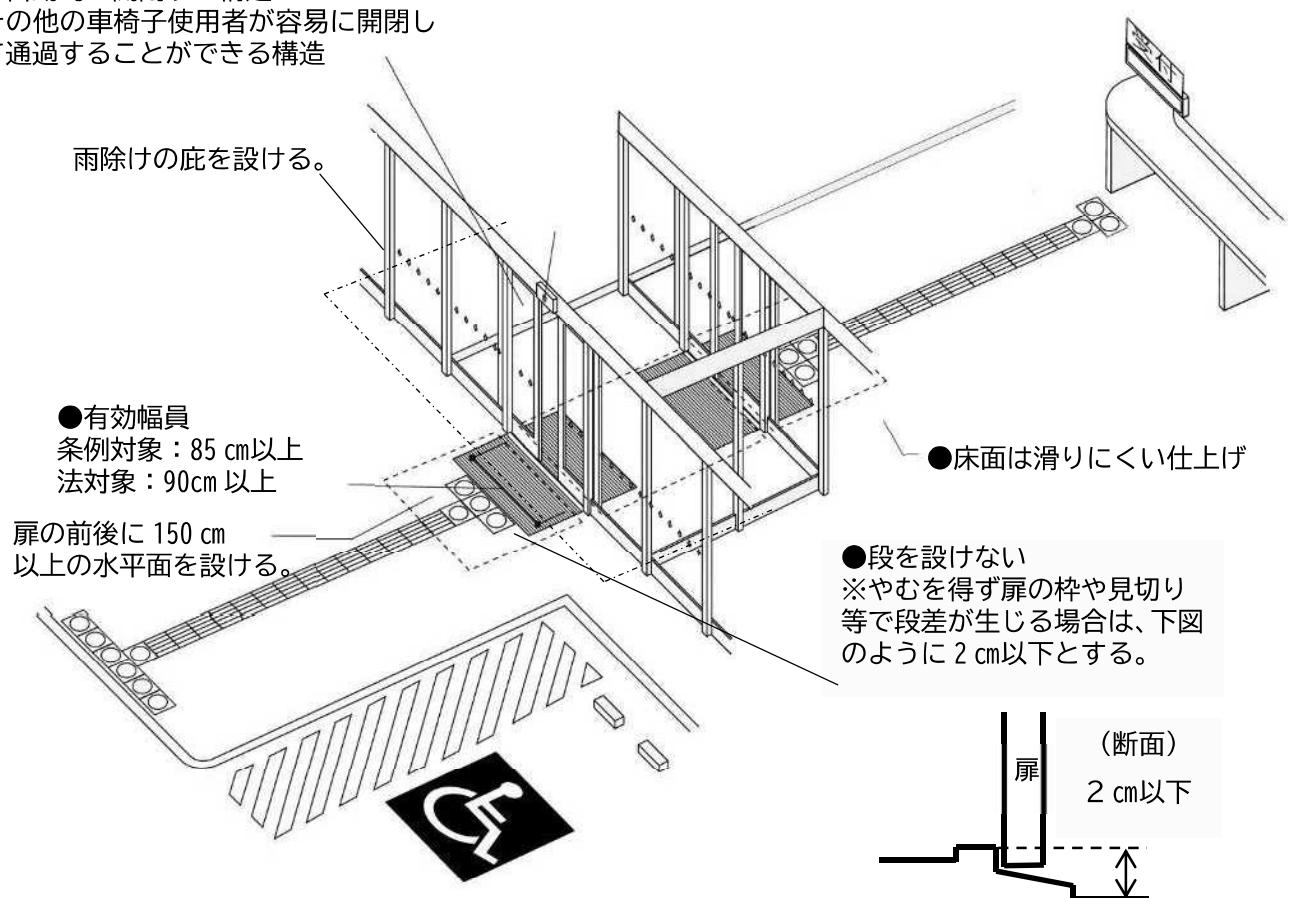
◇ …他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

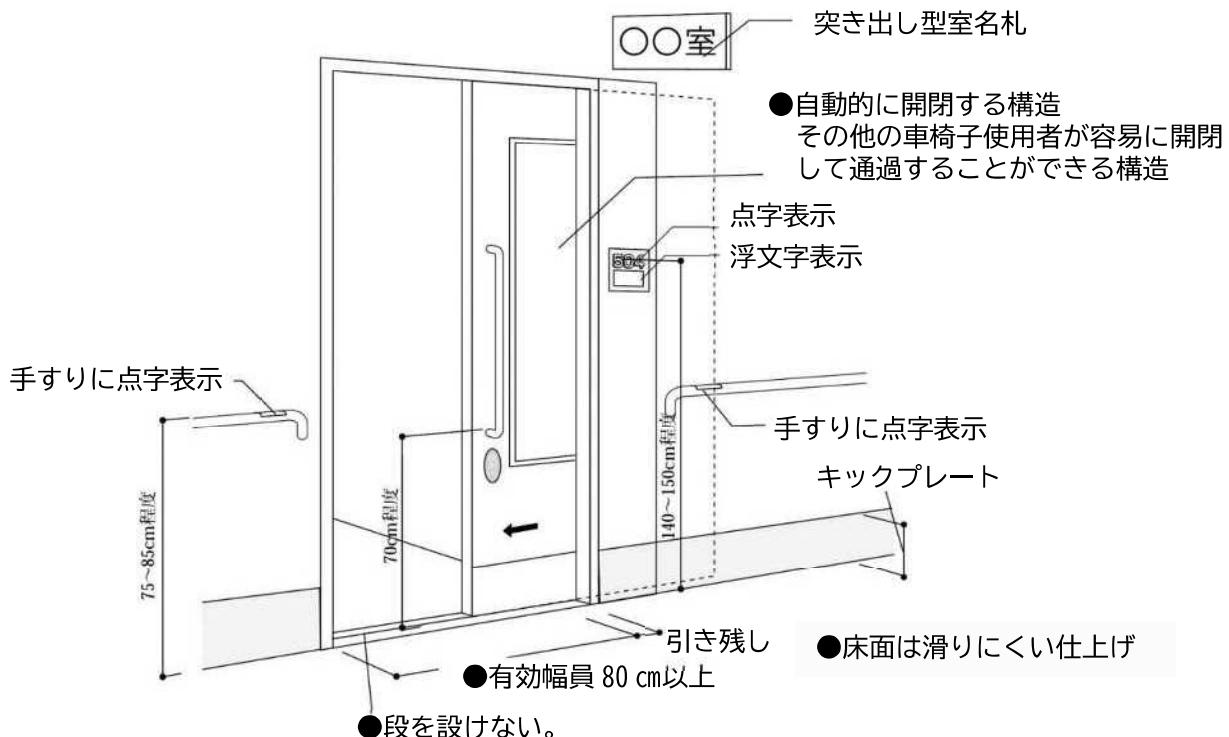
## 図9-2-1 主要な出入口の整備基準

●自動的に開閉する構造

その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造



## 図9-2-2 その他の出入口の整備基準



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図9-2-3 出入口の有効幅員(参考図)

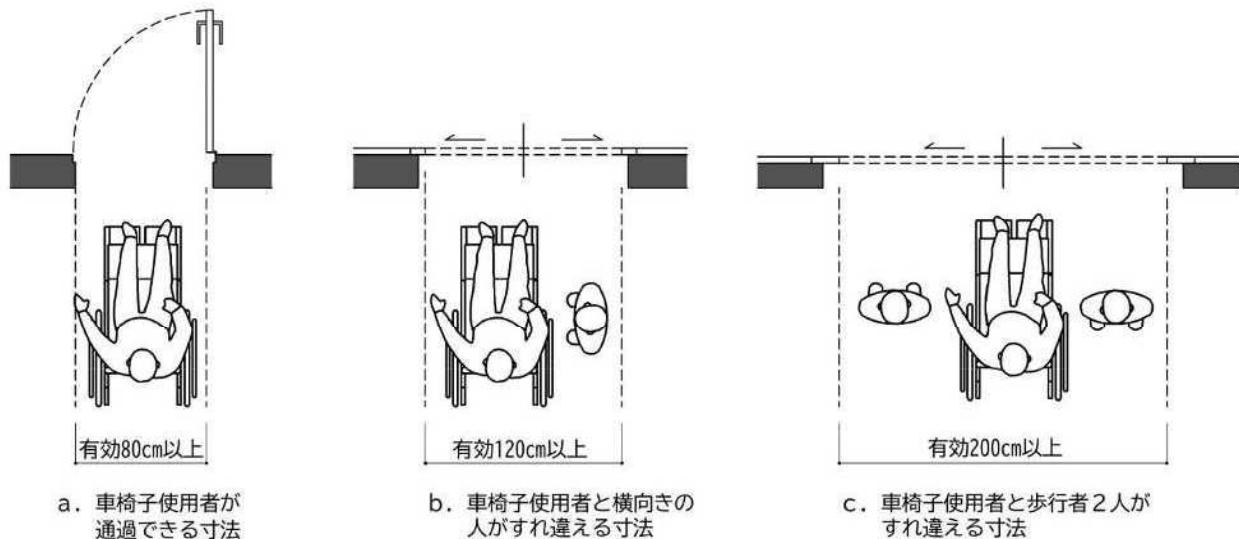
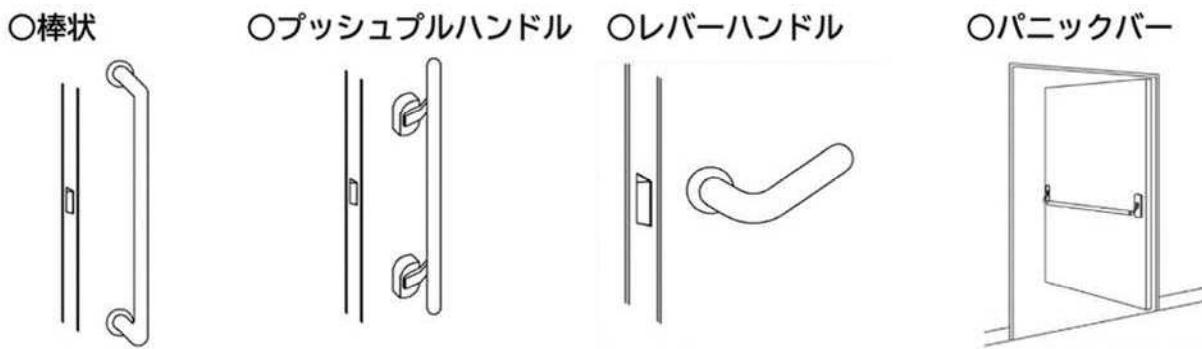
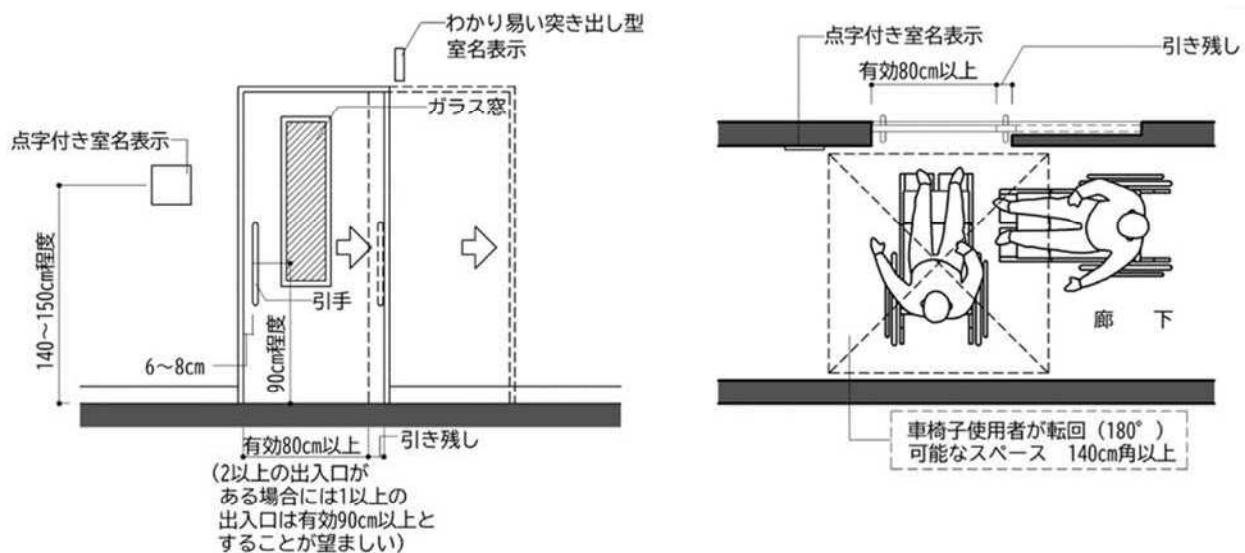


図9-2-4 使いやすい取っ手の例(参考図)



レバーハンドルは先端を曲げ、袖等が引っかかるらしいような形状とすることが望ましい。

図9-2-5 手動式引き戸の例(参考図)



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図9-2-6 内開き戸の例(参考図)

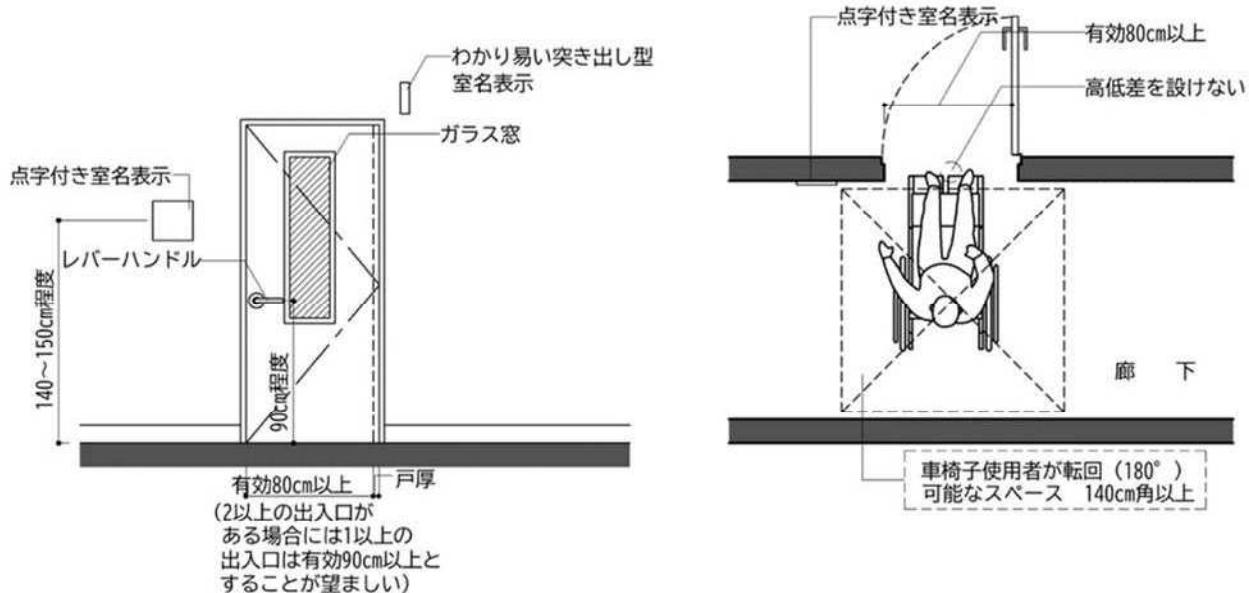
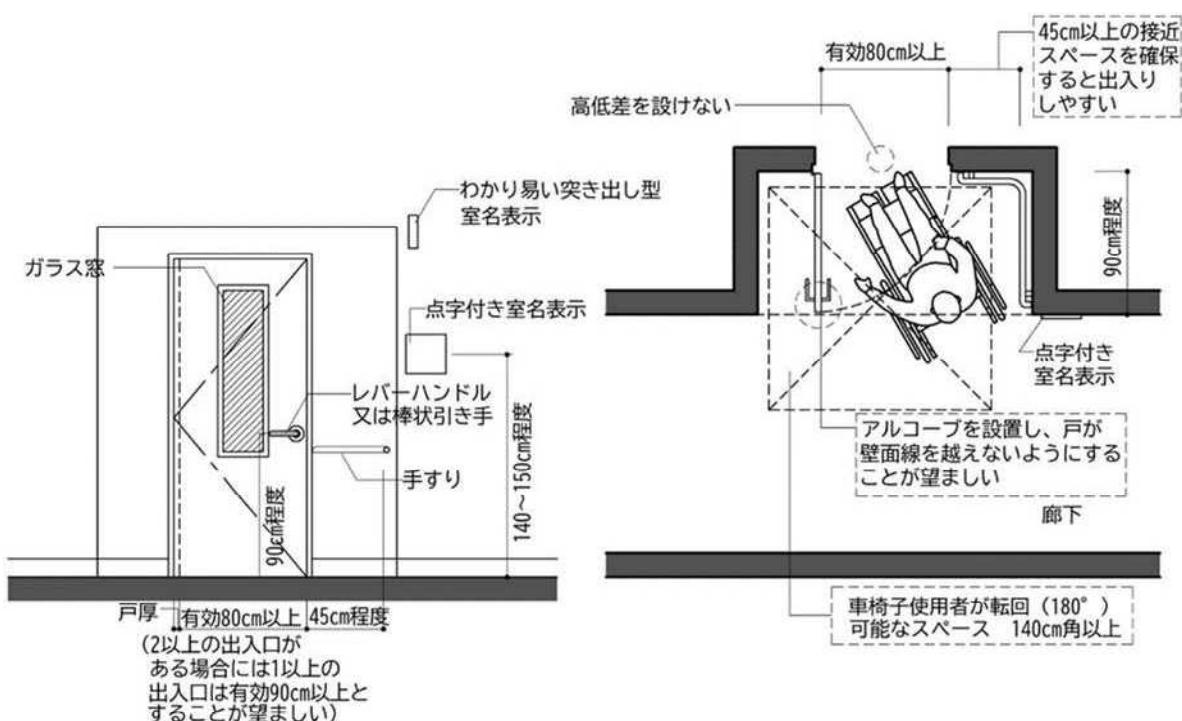


図9-2-7 外開き戸の例 (手すりを設けた場合)(参考図)



### 車椅子を使用されている方の声

車椅子に乗った状態で開き戸を開閉するのは、とても大変です。出入口は、操作が楽な引き戸にしてほしいです。

やむを得ず開き戸にする場合は、周囲にスペースの確保をお願いします。

特に、外開き戸を開ける場合は、扉の軌跡分、車椅子で下がらなければならないため、扉の開閉軌跡(=扉の幅員) + 車椅子の停止スペースが必要です。

また、できるだけ軽い素材を用い、取っ手を握りやすい形状としてください。



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

# 9-3 [道等から居室等までの経路] 廊下等 (屋内)

## 基本的な考え方

高齢者、障害者等が迷うことなく、容易に目的の場所に到達できるよう分かりやすい動線とし、移動等の負担を軽減することや、災害時に安全に避難できることなどへの配慮が求められます。車椅子使用者が円滑に利用できる有効幅員を確保し、原則として段を設けないようにします。やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路等により段差解消を行う必要があります。

### <1> 整備基準一覧

整備対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>道等から居室等までの経路上の、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する居室等までの全ての経路が対象です。</li> <li>一般基準の「1 廊下等」についても基準が適用されるため、併せて御確認ください。</li> <li>スタッフ専用の区画等になる経路（廊下等）は整備対象となりませんが、同様に対応することが望ましいです。</li> </ul>
------	--

施設	● 整備基準		具体的な整備内容と 解説・補足
箇所	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) 有効幅員	<p>【移動等円滑化経路】 ・幅は、<u>130cm以上</u>とすること。</p> <p>【特定経路】 ・幅は、<u>120cm以上</u>とすること。</p> <p>【移動等円滑化経路】 «条例 29 条第1項第3号»</p> <p>【特定経路】 «条例 31 条第2項第3号»</p>	<p>【バリアフリー経路】 ・幅は、<u>120cm以上</u>とすること。※</p> <p>«条例 別表2 第9項第3号ア»</p>	<p>&lt;解説・補足&gt;</p> <p>・120cmは、車椅子が通行しやすく、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える最低寸法である。また、松葉杖使用者が円滑に通行できる寸法でもある。</p> <p>※以下のいずれかに該当し、有効幅員を120cm確保することが困難な場合、90cm以上で可とする緩和規定を設けている。</p> <p>①小規模な建築物のバリアフリー経路 ②ホテル・旅館等の利用居室等から条例別表2第4項第8号に規定する便所までの経路</p> <p>ただし、本緩和規定が適用できるのは、条例別表1で、条例別表2第9項第10号又は第11号の規定が除かれていらない場合のみである。</p>
(2) 車椅子転回 スペース	<p>50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>«令第18条第2項第3号イ»</p>	<p>同左</p> <p>«条例 別表2 第9項第3号イ»</p>	<p>▣ 具体的な整備内容</p> <p>・50m以内ごとに、車椅子の転回スペース (140cm角以上又は直径150cm以上の円が内接する空間) を設ける。</p> <p>&lt;解説・補足&gt;</p> <p>・電動車椅子の転回には更に広い空間が必要</p>

			要となる。(直径 180cm 以上)
(3) 段差解消	床面に段差がある場合は、9-4 に定める傾斜路又は9-5 に定める昇降機を設けること。 «令第 18 条第 2 項第一号»	同左  «条例 別表 2 第 9 項 3 号ウ»	
(4) 戸の構造	戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。  «令第 18 条第 2 項第 3 号ハ»	同左  «条例 別表 2 第 9 項第 3 号工»	<p>▣ 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戸の前後には、車椅子使用者が戸の開閉を円滑に行えるよう、水平面を設ける。</li> <li>戸の見切り等により、やむを得ず戸の前後に段差が生じる場合の高低差は 2 cmまでとする。</li> </ul> <p>＜解説・補足＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開閉動作から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また、自動式の方が手動式より使いやすい。</li> <li>車椅子で前向きに段差を乗り越える場合、段差が大きいと前輪が段に対して横向きになり、前に進めなくなるおそれがあるため、出入口部分は 2cm 以下の段差とすること。また、段の角をおとす（すりつけ、面取り、スロープ等）ことが望ましい。</li> </ul>

## &lt;2&gt;努力基準一覧

努 力 基 準	
箇 所 (番号は表<1> に合わせています)	内 容
(1) 有効幅員	○幅は 180 cm 以上とする。
(4) 戸の構造	◇車椅子使用者等が利用しやすいよう、戸の引手の形状等を工夫する。 ◇車椅子使用者等が戸に挟まれないよう、戸の前後に留まることができる空間（奥行き 150 cm程度）を確保する。 ◇ドアハンドルの高さ◇形状は、車椅子使用者や児童の利用にも配慮したものとする。 ◇円筒形のドアハンドルは、上肢や手に障害のある者には使いにくいため避け、棒状のハンドルや、レバーハンドル等とする。 ◇利用時に危険が伴うため、回転ドアの設置は避ける。
(5) その他	○側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により、高齢者及び障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずる。 ○視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう、廊下等に突出物を設けないか、その他の必要な措置を講ずる。 ○廊下等の曲がり角にすみ切りを設ける。

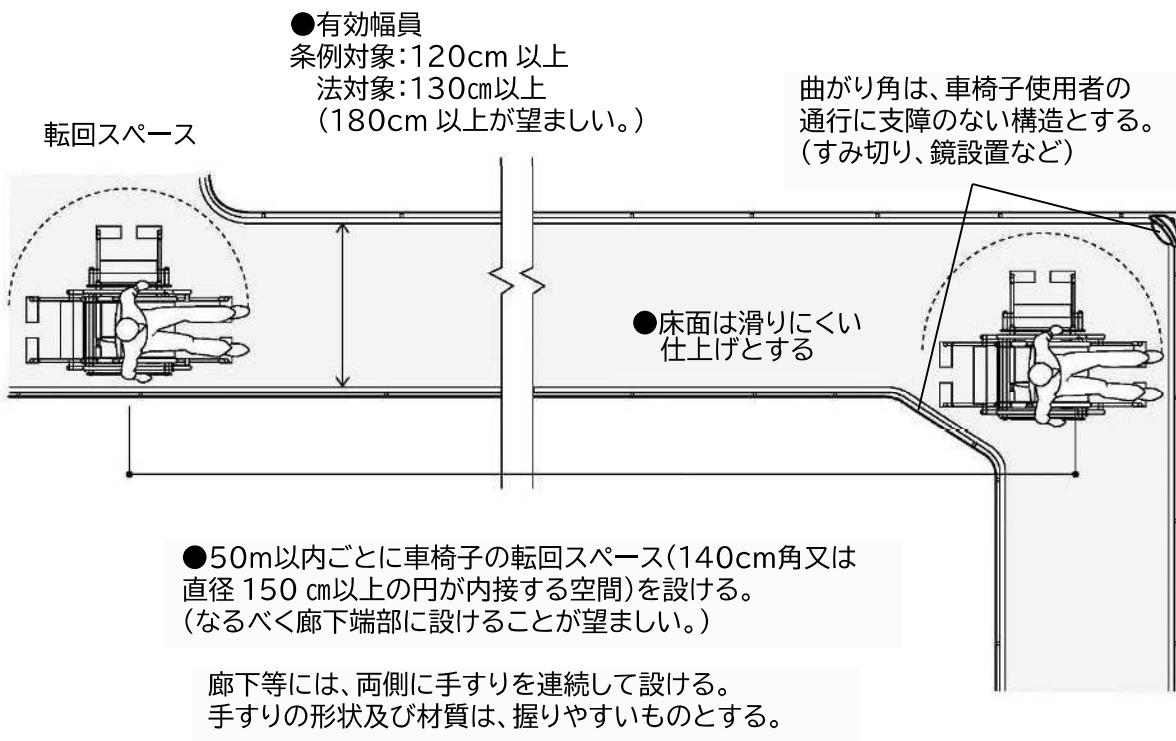
### 第3章 整備マニュアル 9-3〔道等から居室等までの経路〕廊下等(屋内)

- ◇見通しを確保するなど、利用者同士の衝突防止のための配慮を行う。
- ◇曲がり角は、車椅子使用者の通行に支障のない構造とする。
- 両側に手すりを設ける。
- ◇手すりは、できる限り連続して設ける。

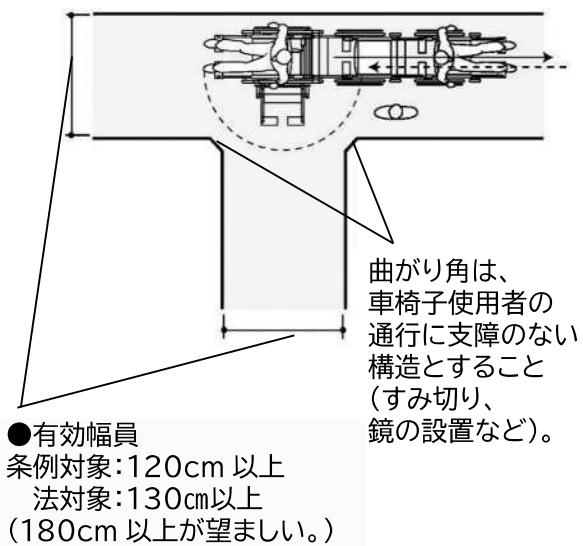
<2>の凡例:◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇ …その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

## 図9-3-1 廊下等



## 図9-3-2 廊下等(屈曲部)



## 図9-3-3 休憩スペース(参考図)



**凡例 ●:義務基準** 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図9-3-4 壁面の配慮例(参考図)

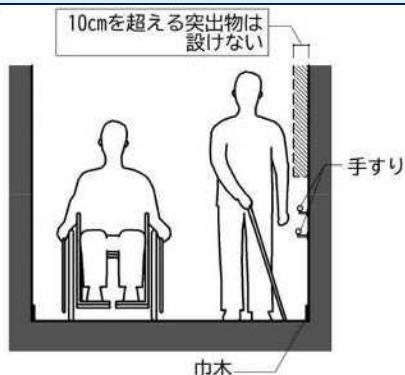


図9-3-5 手すりと有効幅員(参考図)

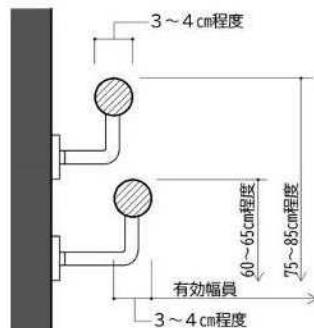


図9-3-6 廊下等の有効幅員(参考図)

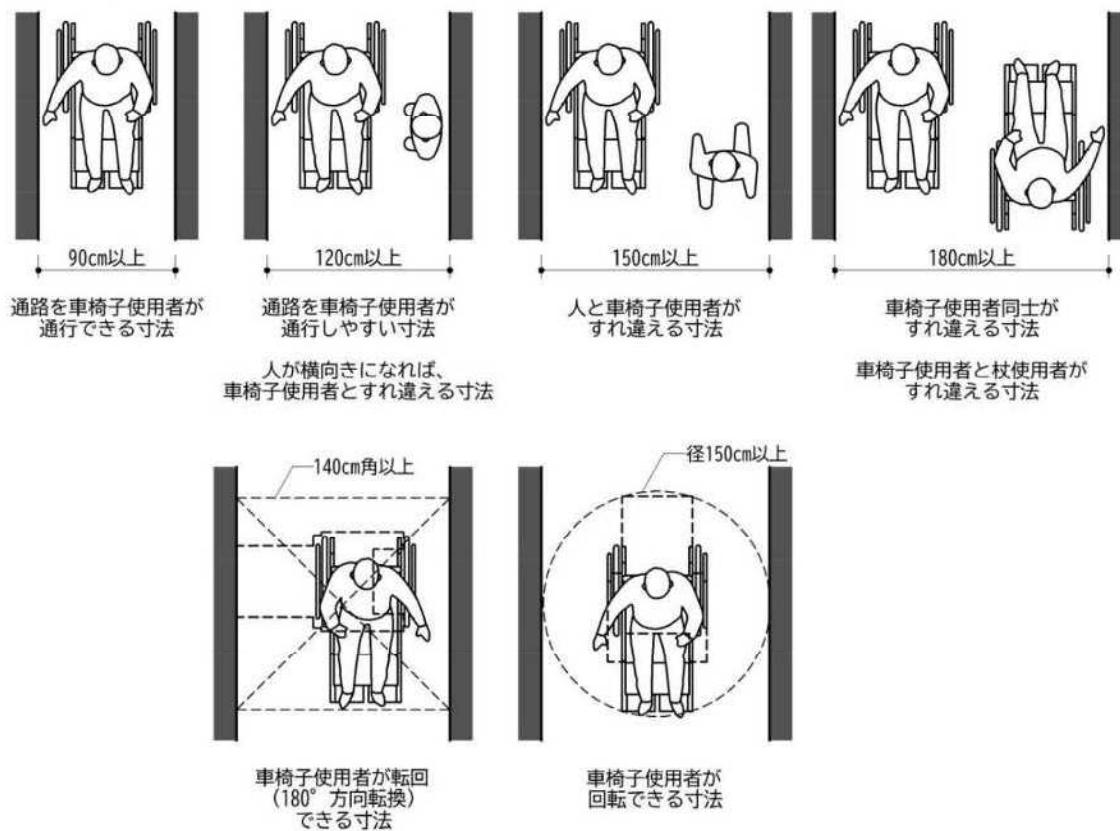
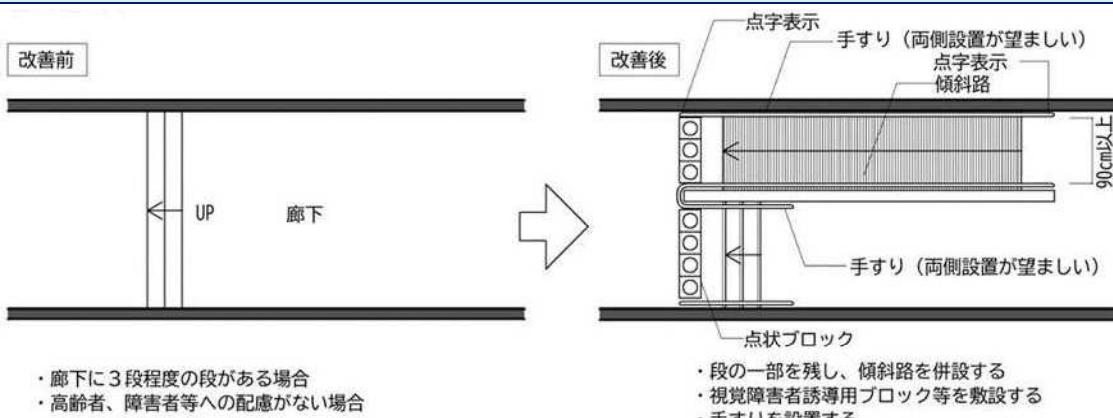


図9-3-7 既存の廊下等の改善例(参考図)



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

## 9-4

## 〔道等から居室等までの経路〕傾斜路（屋内）

## 基本的な考え方

段差は、できる限り設けないよう計画するのが基本です。  
やむを得ず段差を設ける場合は、分かりやすく自然な動線となる位置に傾斜路を設けます。  
また、障害や病気の状態などによっては、傾斜路の利用が困難な場合があるため、できる限り階段を併設します。



## &lt;1&gt;整備基準一覧

整備対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道等から居室等までの経路上の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する居室等までの全ての「屋内の傾斜路」が対象です。</li> <li>● 一般基準の「<u>3 傾斜路</u>」についても基準が適用されるため、併せて御確認ください。</li> <li>● スタッフ専用の区画等になる「屋内の傾斜路」は整備対象となりませんが、対応することが望ましいです。</li> <li>● 勾配が<math>1/20</math>以下の傾斜については、傾斜路ではなく平場として扱うため、整備対象となりませんが、同様に対応することが望ましいです。</li> <li>● 「屋外の傾斜路」については、「<u>9-6 敷地内の通路(4)傾斜路</u>」の整備基準を参照してください。</li> </ul>
------	---

施設	● 整備基準		具体的な整備内容と解説・補足
箇所	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) 有効幅員	<p>【移動等円滑化経路】 ・幅は、<u>130cm以上</u>とすること。 ・階段に併設する傾斜路の幅は、90cm以上とすること。</p> <p>【特定経路】 ・幅は、<u>120cm以上</u>とすること。 ・階段に併設する傾斜路の幅は、90cm以上とすること。</p> <p>【移動等円滑化経路】 《条例 29 条第 4 号ア》</p> <p>【特定経路】 《条例 31 条第 2 項第 4 号ア》</p>	<p>【バリアフリー経路】 ・幅は、<u>120cm以上</u>とすること。※ ・階段に併設する傾斜路の幅は、90cm以上とすること。</p> <p>《条例 別表 2 第 9 項第 4 号ア》</p>	<p>&lt;解説・補足&gt; ※以下のいずれかに該当し、有効幅員を120cm確保することが困難な場合、90cm以上で可とする緩和規定を設けている。</p> <p>①小規模な建築物のバリアフリー経路 ②ホテル・旅館等の利用居室等から条例別表2第4項第8号に規定する便所までの経路 ただし、本緩和規定が適用できるのは、条例別表1で、条例別表2第9項第10号又は第11号の規定が除かれていらない場合のみである。</p>
(2) 勾配	勾配は $1/12$ を超えないこと。 ただし、高低差が16cm以下の場合は、 $1/8$ を超えないこと。	同左	<p>&lt;解説・補足&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子使用者が自力で傾斜路を登坂できる</li> </ul>

### 第3章 整備マニュアル 9-4[道等から居室等までの経路]傾斜路(屋内)

	<p><b>【移動等円滑化経路】</b> «令第18条第2項第4号口»</p> <p><b>【特定経路】</b> «条例31条第2項第4号ア»</p>	<p>«条例 別表2 第9項第4号イ»</p>	<p>傾斜路の勾配は、1/12以下である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子使用者が自力で傾斜路を登坂するには相当の体力を必要とし、下降する場合でも腕にかかる負担は大きい。</li> <li>また、水に濡れる等の条件が加わると危険度が高まるため、勾配は、できる限り緩やかなものとする。</li> </ul>
(3) 踊り場	<p>高低差が75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏み幅が150cm以上の踊り場を設けること。</p> <p><b>【移動等円滑化経路】</b> «令第18条第2項第4号ハ»</p> <p><b>【特定経路】</b> «条例31条第2項第4号ア»</p>	<p>同左</p> <p>«条例 別表2 第9項第4号ウ»</p>	<p>&lt;解説・補足&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>傾斜路が長くなる場合は、車椅子使用者が途中で体勢を整えることができるよう、水平な踊り場が必要である。</li> </ul>
(4) 手すり	<p>手すりを設けること。</p> <p><b>【移動等円滑化経路】</b> «条例29条第4号イ»</p> <p><b>【特定経路】</b> «条例31条第2項第4号イ»</p>	<p>同左</p> <p>«条例 別表2 第9項第4号工»</p>	<p><b>具体的な整備内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手すりは、傾斜部分の途中からではなく、傾斜の始まりから終わりまで、踊り場も含み、連続して設置する。</li> <li>手すりを壁面に設置する場合は、壁面と手すりの空きを4~5cm確保し、手すりをしっかりと握ることができるようにする。</li> </ul> <p>&lt;解説・補足&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>踊り場も含め、手すりの設置が必要な理由は以下による。 <ul style="list-style-type: none"> <li>法対象：条例29条第4号で規定する「傾斜路」には、踊り場も含むため</li> <li>条例対象：条例 別表2 第9項第4号で規定する「傾斜路」には、踊り場も含むため</li> </ul> </li> <li>手すりは、幼児等の転落防止に配慮した形状とする。</li> </ul>
(5) 転落防止	<p>両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。</p> <p><b>【移動等円滑化経路】</b> «条例29条第4号ウ»</p> <p><b>【特定経路】</b> «条例31条第2項第4号ウ»</p>	<p>同左</p> <p>«条例 別表2 第9項第4号才»</p>	<p><b>具体的な整備内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立ち上がり部の高さは、最低でも5cm以上とする。</li> <li>側壁又は立ち上がり部は、両側に連続して設ける。</li> </ul> <p>&lt;解説・補足&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立ち上がり部は、転落や車椅子の脱輪等を防止するものである。そのため、隙間のあるルーバー等や、一定の荷重を支えられない構造・形状・素材等を立ち上がり部に用いるこ</li> </ul>

			とは不可とする。
(6) 始点・終点 の平場確保	<p>傾斜路の始点及び終点に、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p> <p>【移動等円滑化経路】 «条例 29 条第 4 号工»</p> <p>【特定経路】 «条例 31 条第 2 項第 4 号工»</p>	<p>同左</p> <p>«条例 別表 2 第 9 項第 4 号力»</p>	<p><b>具体的な整備内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>傾斜路の前後で方向変換が必要な場合、車椅子が転回できるよう、平たんな部分は、140 cm角又は直径 150 cm以上の円が内接する空間以上を確保する。</li> <li>傾斜路の前後で方向変換が不要な場合でも、原則として、平たんな部分の奥行きは 120 cm以上確保する。※</li> </ul> <p>※条例対象の小規模な建築物等であり、敷地の状況等により、やむを得ず上記の大きさの平たんな部分を確保できない場合でも、原則、平たんな部分の奥行きは 100 cm以上確保する。</p> <p><b>&lt;解説・補足&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記の平場の空間が必要な理由は、車椅子の JIS 規格の奥行き寸法が 120 cmであるためである。</li> <li>傾斜路の始点又は終点に近接して開き戸がある場合は、上記の大きさに加えて、開き戸の開閉軌跡（開き戸の幅員以上）の平たんな部分を確保する必要がある。</li> </ul>

## &lt;2&gt;努力基準一覧

## 努 力 基 準

箇 所 (番号は表<1> に合わせています)	内 容
(1) 有効幅員	○幅は、階段に代わるものにあっては、150cm 以上とする。 ○幅は、階段に併設するものにあっては、120cm 以上とする。
(2) 勾配	○ (条例対象又は法対象の屋内の傾斜路においても、) 勾配は、1/15 以下とする。
(3) 踊り場	○長さ 6m 以内ごとに踏み幅が 150cm 以上の踊り場を設ける。
(4) 手すり	○高さが 16cm を超える傾斜がある部分には、左右両側に手すりを設ける。 ○左右両側に手すりを設ける。 ◇手すりの高さは、二段配置の場合は、上段 75~85 cm程度、下段 60~65 cm程度とし、一段配置の場合は、75~85 cm程度とする。 ◇手すりの材質は、握って冷たく感じるものを避け、温かみのある滑りにくいものを採用する。

&lt;2&gt;の凡例:○…建築物移動等円滑化誘導基準

○…条例規則

◇ …その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

図9-4-1 移動等円滑化経路上等の傾斜路

(注) 特定経路(法対象の共同住宅、ホテル等の住戸、客室のみに通じる廊下等)にあっては、有効幅員120cm以上

●勾配 ※

条例対象: 1/12以下

法対象: 敷地内通路: 1/15以下

屋内: 1/12以下

※高低差が16cm以下の場合 1/8以下

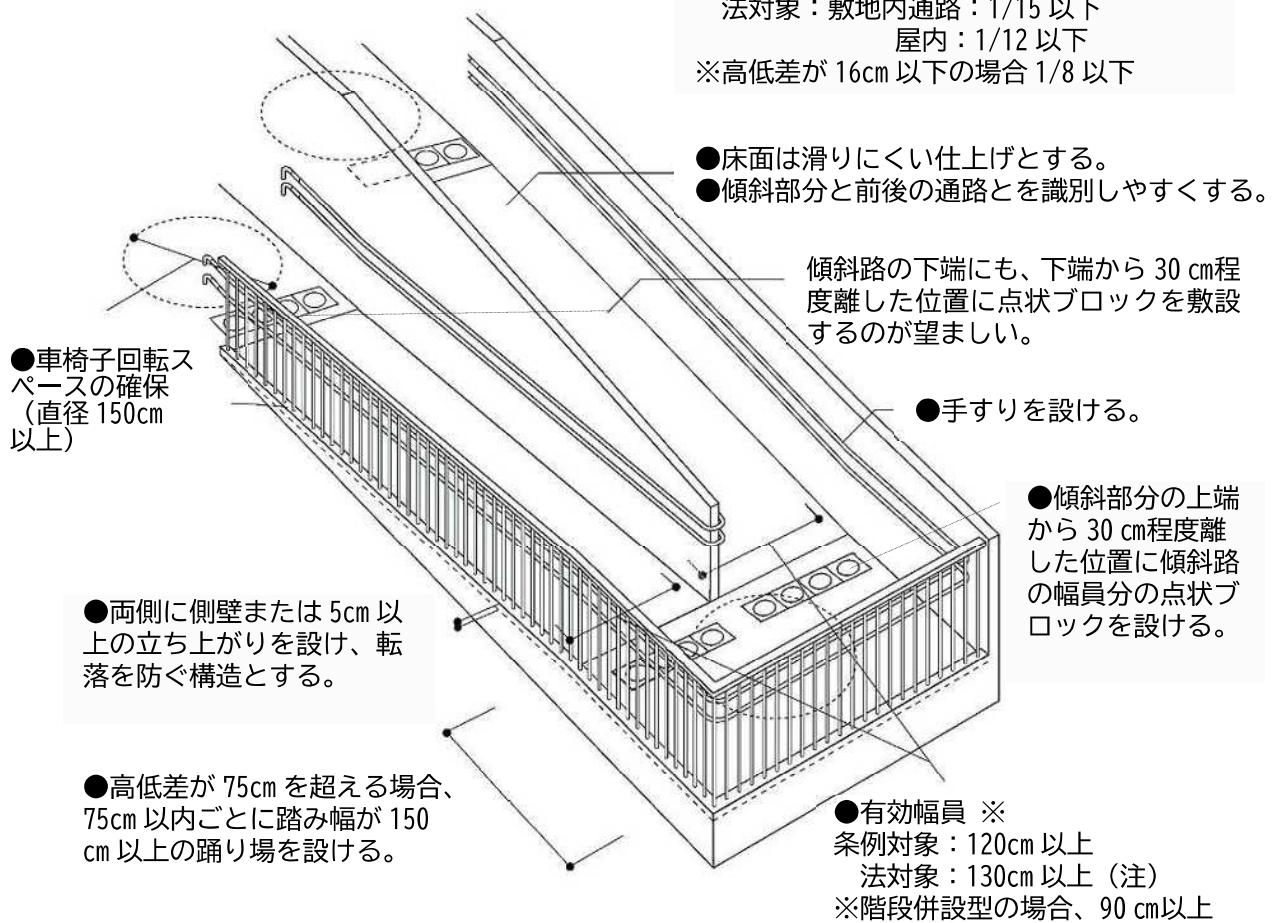


図9-4-2 傾斜路の手すりの例(参考図)

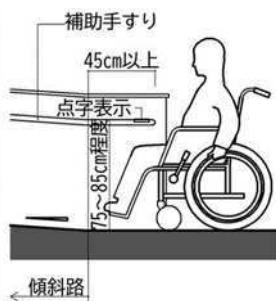


図9-4-3 手すりの設置高さ (参考図)

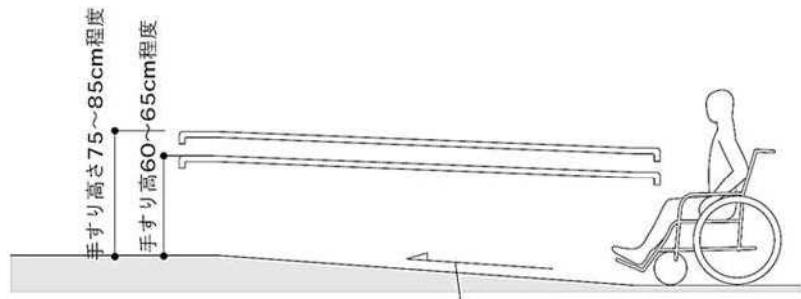
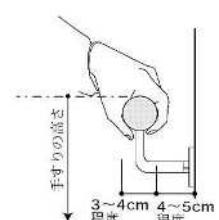
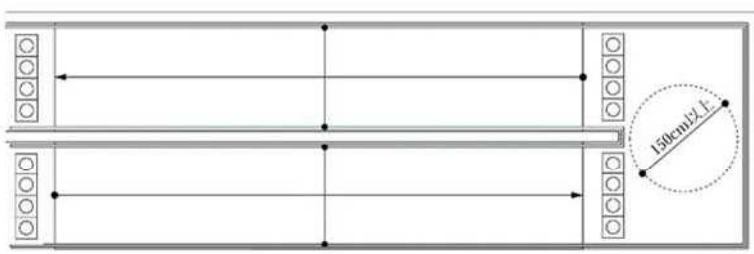


図9-4-4 手すりの構造 (参考図)



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

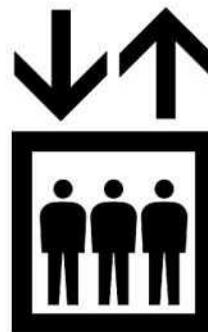
## 9-5

## [道等から居室等までの経路] 昇降機

## 基本的な考え方

昇降機は、高齢者や障害のある方のほかベビーカー等の上下階の移動手段として最も重要な設備です。誰もが利用しやすく、分かりやすい位置に、十分な大きさのエレベーターその他の昇降機を設けます。

また、乗降ロビー、昇降機の設計においては、車椅子を使用されている方への配慮のほか、視覚障害のある方、聴覚障害のある方への情報提供にも配慮が求められます。



## 整備対象

- 道等から居室等までの経路上にある、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）を利用するエレベーターその他の昇降機が対象です。
- ただし、特殊な構造又は使用形態の昇降機で、車椅子使用者が円滑に利用することができるもののとして国土交通大臣が定める構造のもの（告示第1492号）を代わりに設ける場合は、本項の整備基準は適用されません。

## &lt;1&gt;整備基準一覧（エレベーター）

施設	● 整備基準		具体的な整備内容と解説・補足	
	箇所	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) 停止階	<p>【移動等円滑化経路上のエレベーター】 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>【特定経路上のエレベーター】 籠は、利用居室、各住戸、各客室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>【移動等円滑化経路】 «令第18条第2項第5号イ»</p> <p>【特定経路】 «条例第31条第2項第5号»</p>	<p>籠は、利用居室等、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p>	«条例 別表2 第9項第6号ア»	<p>具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>左記の全ての階に籠が停止すること。</li> </ul>
(2) 出入口	<p>出入口の有効幅員は、80cm以上とすること。</p> <p>【移動等円滑化経路】 «令第18条第2項第5号口»</p> <p>【特定経路】</p>	同左	«条例 別表2 第9項第6号イ»	<p>具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出入口の有効幅員は80cm以上とすること。</li> </ul>

	«条例 31 条第 2 項第 5 号»		
(3) 籠の大きさ	<p>【移動等円滑化経路上のエレベーター】</p> <p>&lt; A 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する用途面積 <u>2,000m<sup>2</sup>以上</u>の建築物&gt;</p> <p>→①～③の全てを満たすこと。</p> <p>①籠の奥行きは、<u>135 cm</u>以上</p> <p>②籠の幅員は、<u>140 cm</u>以上</p> <p>③籠は、車椅子の転回に支障がない構造</p> <p>&lt; B 上記以外の建築物&gt;</p> <p>奥行き <u>135 cm</u>以上とすること。</p> <p>【特定経路上の昇降機】</p> <p>奥行き <u>135 cm</u>以上とすること。</p>	<p>&lt; C 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する用途面積 <u>2,000m<sup>2</sup>以上</u>の建築物&gt;</p> <p>→①～③の全てを満たすこと。</p> <p>①籠の奥行きは、<u>135 cm</u>以上</p> <p>②籠の床面積は、<u>1.83 m<sup>2</sup></u>以上</p> <p>③籠は、車椅子の転回に支障がない構造</p> <p>&lt; D 上記以外の建築物&gt;</p> <p>奥行き <u>135 cm</u>以上※とすること。</p> <p>※ただし、対象建築物等や敷地の状況又は利用の目的上やむを得ない場合は、協議のうえ、奥行き <u>115 cm</u>以上とできる場合がある。（例：利用者が特定される用途で、用途面積 <u>500 m<sup>2</sup>以下</u>等）</p>	<p>具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・籠の大きさは、左記に定められた大きさ以上とすること。</li> </ul>
	<p>【移動等円滑化経路】</p> <p>A «令第 18 条第 2 項第 5 号ハ及びチ» «条例 29 条第 1 項第 5 号コ»</p> <p>B «令 18 条第 2 項第 5 号ハ»</p> <p>【特定経路】</p> <p>«条例 31 条第 2 項第 5 号» «令第 18 条第 2 項第 5 号ハ»</p>	<p>C «条例 別表 2 第 9 項第 6 号ウ及びチ»</p> <p>D «条例 別表 2 第 9 項第 6 号ウ»</p>	
(4) 表示装置	<p>以下のとおり表示装置を設けること。</p> <p>【籠内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・籠が停止する予定の階及び籠の現在位置</li> </ul> <p>【乗降ロビー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・到着する籠の昇降方向</li> </ul>	同左	<p>具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に定める表示装置を設けること。</li> </ul> <p>&lt;解説・補足&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗降ロビーの表示装置をホールランタン（到着灯）とする場合も、到着する籠の昇降方向の表示ができるものとする。</li> </ul>
(5) 籠内の	籠内の左右両側に手すりを設けること。	同左	<p>具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・籠内の左右両側に手</li> </ul>

手すり	【移動等円滑化経路】 «条例 29 条第 1 項第 5 号ア»  【特定経路】 «条例 31 条第 2 項第 5 号»	«条例 別表 2 第 9 項第 6 号才»	すりを設けること。
(6) 安全装置	籠及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、扉の閉鎖を自動的に制止する安全装置を設けること。  【移動等円滑化経路】 «条例 29 条第 1 項第 5 号イ»  【特定経路】 «条例 31 条第 2 項第 5 号»	同左  «条例 別表 2 第 9 項第 6 号力»	具体的な整備内容 ・左記に定める安全装置を設けること。
(7) 乗降口ビー	・乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150 cm以上とすること。  【移動等円滑化経路】 «令第 18 条第 2 項第 5 号二»  【特定経路】 «条例 31 条第 2 項第 5 号»	同左  «条例 別表 2 第 9 項第 6 号キ»	具体的な整備内容 ・左記に定める大きさの乗降口ビーを設けること。  <解説・補足> ・乗降口ビーにて車椅子使用者が回転できるスペースを確保し、直進でエレベーターに進入又は退出できるものとする。
(8) 籠内の鏡	車椅子使用者が、戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。  【移動等円滑化経路】 «条例 29 条第 1 項第 5 号ウ»  【特定経路】 «条例 31 条第 2 項第 5 号»	同左  «条例 別表 2 第 9 項第 6 号ケ»	具体的な整備内容 ・籠内の鏡は開閉する扉の対面の壁面に大きく取り付け、扉の開閉状態や乗降口ビーや廊下等が見渡せるものとする。  ・貫通型(スルー型)のエレベーターで、車椅子使用者が前進して乗降するものは、鏡を凸型にするなど、設置位置などを工夫すること。
(9) 非常連絡装置（車椅子使用者用）	車椅子使用者が、籠の外部にいる者と通話できる機能を有するインターホン等を設けること。  【移動等円滑化経路】 «条例 29 条第 1 項第 5 号工»	同左  «条例 別表 2 第 9 項第 6 号コ»	具体的な整備内容 ・左記に定める非常用連絡装置を設けること。

	【特定経路】 «条例 31 条第 2 項第 5 号»		
(10) 車椅子使用者用の制御装置	<p>籠内及び乗降口ビーの車椅子使用者が利用しやすい位置に、制御装置を設けること。</p> <p>【移動等円滑化経路】 «令第 18 条第 2 項第 5 号木»</p> <p>【特定経路】 «条例 31 条第 2 項第 5 号»</p>	同左	<p>具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>左記に定める制御装置を設けること。</li> </ul>
(11) 開延長装置	<p>籠内及び乗降口ビーに、扉が開く時間を延長できる装置を設けること。</p> <p>【移動等円滑化経路】 «条例 29 条第 1 項第 5 号才»</p> <p>【特定経路】 «条例 31 条第 2 項第 5 号»</p>	同左	<p>具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開延長装置は、車椅子使用者用の開閉ボタンを押した際、10秒以上扉が開く機能を有すること。</li> </ul>
(12) 音声案内	<p>以下を知らせる音声案内装置を設けるものとする。</p> <p>【籠内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①籠が到着する階</li> <li>②籠及び昇降路の扉の閉鎖</li> </ul> <p>【籠内又は乗降口ビー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>到着する籠の昇降方向</li> </ul> <p>【移動等円滑化経路】 «条例 29 条第 1 項第 5 号力及びキ»</p> <p>【特定経路】 «条例 31 条第 2 項第 5 号»</p>	同左	
(13) 点字銘板及び点状ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>点字表示等を設けることにより視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。</li> <li>乗降口ビーの点字表示を設けた制御装置の前には、点状ブロック等を設置すること。</li> </ul> <p>【移動等円滑化経路】 «条例 29 条第 1 項第 5 号ク及びケ»</p> <p>【特定経路】 «条例 31 条第 2 項第 5 号»</p>	同左	<p>&lt;解説・補足&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>点字表示は、籠内の立位で使用する操作盤の各ボタン（階数、開閉、通話装置）に設ける。</li> <li>点字表示は、ボタンが縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に設ける。</li> </ul>
(14) 標識	<p>車椅子使用者用の標識（JIS 規格）が設置されていること。</p> <p>«令第 19 条» «令第 19 条に規定する標識に関する省令»</p>		<p>&lt;解説・補足&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JIS 規格の標識は、乗降口ビーの車椅子使用者対応用制御装置など、車椅子使用者の見やすい位置に</li> </ul>

		表示する。 ・誰もが認識しやすいよう、条例対象においても、JIS規格の標識を設置することが望ましい。
--	--	---

## &lt;2&gt;努力基準一覧（エレベーター）

## 努力基準

箇所 (番号は表<1> に合わせています)	内 容
一 設置台数	○用途面積が10,000m <sup>2</sup> 以上の対象建築物の場合、エレベーターを2機以上設置する。
(2) 出入口	○不特定かつ多数の者が利用するエレベーターの出入口の有効幅員は80cm以上とし、そのうち1以上について、有効幅員を90cm以上とする。 ○多数の者が利用するエレベーターの出入口の有効幅員は80cm以上とする。
(3) 籠の大きさ	○不特定かつ多数の者が利用するエレベーターの籠の有効幅員は140cm以上とし、そのうち1以上について、有効幅員を160cm以上とする。 ○多数の者が利用するエレベーターのうち1以上について、籠の有効幅員を140cm以上とする。 ◇急病人を担架・ストレッチャー等で搬送できるよう、トランク付きエレベーターとする。
(4) 表示装置	◇表示装置は、高齢者、弱視者及び外国人などにとって分かり易いものを採用する。 ◇乗降口ビーには、見やすい位置に当該階を示す階数表示をする。
(5) 籠内の手すり	◇手すりの高さは、75~85cm程度とする。 ◇手すりは、握りやすい形状とする。
(6) 安全装置	○籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること等により、籠内が外部から視認できる構造とする。
(7) 乗降口ビー	○不特定かつ多数の者が利用する1以上の乗降口ビーの幅及び奥行きを、有効180cm以上とする。 ○(基準が適用されないエレベーターであっても)多数の者が利用する乗降口ビーの幅及び奥行きは有効150cm以上とする。
(10) 車椅子使用者用 の制御装置	○籠内の制御装置は、左右両側に設ける。 ◇操作ボタンの高さは、床から90~100cm程度とする。
(15) その他	◇操作ボタンは、視覚障害者にとって、押したか否かの認知が難しいため、静電式タッチボタンは避け、押しボタン式とする。

&lt;2&gt;の凡例:○…建築物移動等円滑化誘導基準

○…条例規則

◇ …その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

## &lt;3&gt;エレベーターに関するよくある御質問

Q 「不特定かつ多数の者が利用し又は主として高齢者、障害者等が利用する用途面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物」の考え方は、複合施設の場合、どのように判断するのか。

A 複合用途の建築物の場合、「不特定かつ多数の者が利用する用途」同士と、「主として高齢者、障害者等が利用する用途」同士を、それぞれ合算して用途面積を算定してください。

例1) 「不特定かつ多数の者が利用する用途」  
からなる複合施設の場合

物販店舗(A) (1,000 m <sup>2</sup> )	劇場(B) (1,100 m <sup>2</sup> )
------------------------------------	----------------------------------

例2) 「主として高齢者、障害者等が利用する用途」  
からなる複合施設の場合

デイサービス (A) (600 m <sup>2</sup> )	特別養護老人ホーム (B) (1,500 m <sup>2</sup> )
--	---

A+Bを合算するため、

対象

例3) 「不特定かつ多数の者が利用する用途」及び  
「主として高齢者、障害者等が利用する用途」  
からなる複合施設の場合

物販店舗(A) (300 m <sup>2</sup> )	老人ホーム(B) (1,800 m <sup>2</sup> )
----------------------------------	-------------------------------------

AとBは合算しないため、

対象外

図9-5-1 エレベーター

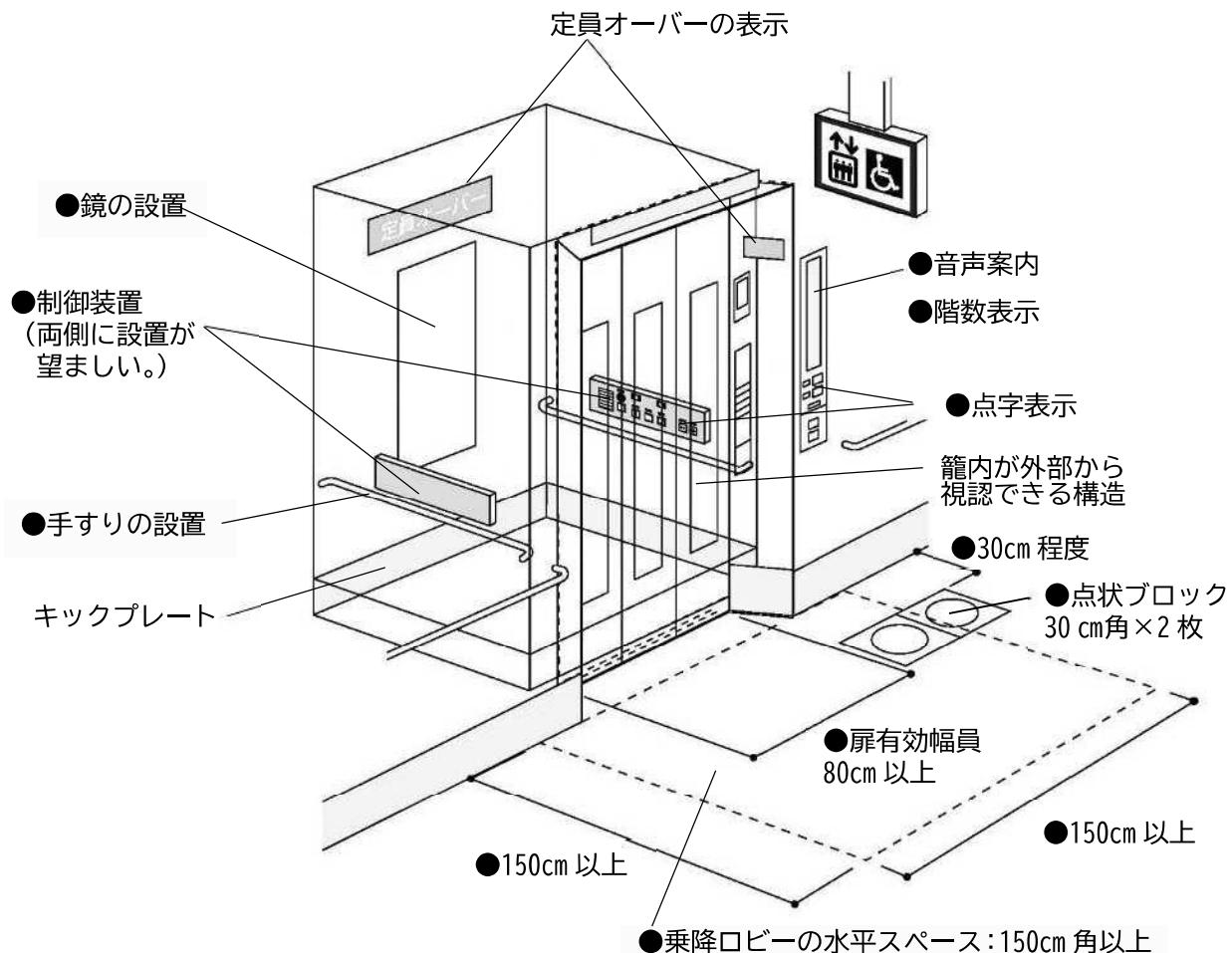
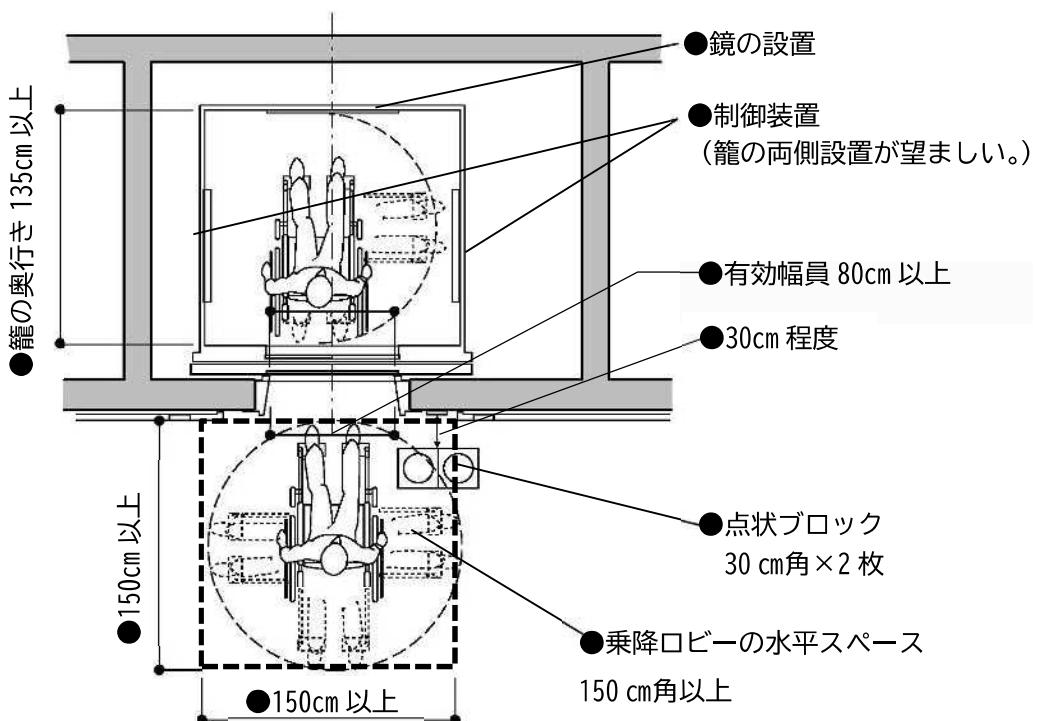


図9-5-2 篠内及び乗降口ビーの寸法



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図9-5-3 乗降ロビーの整備例(参考図)

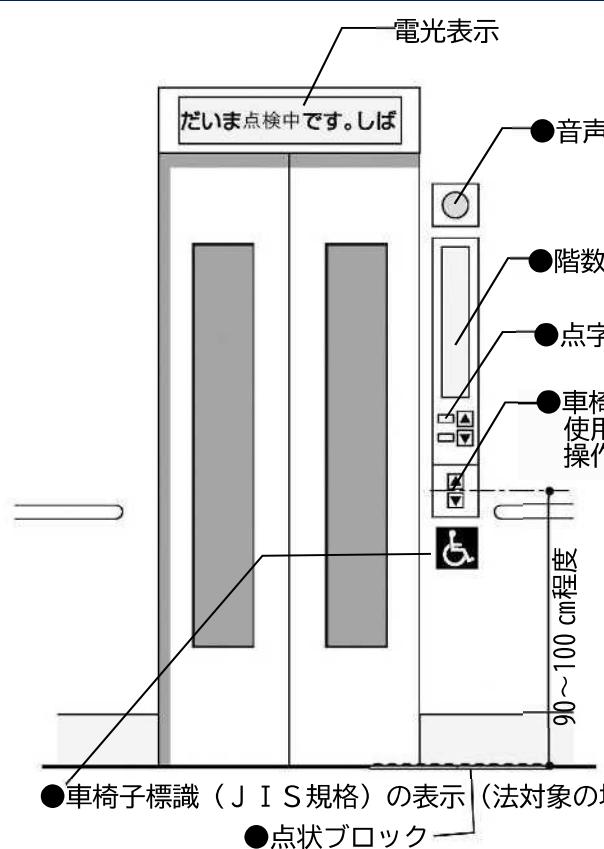
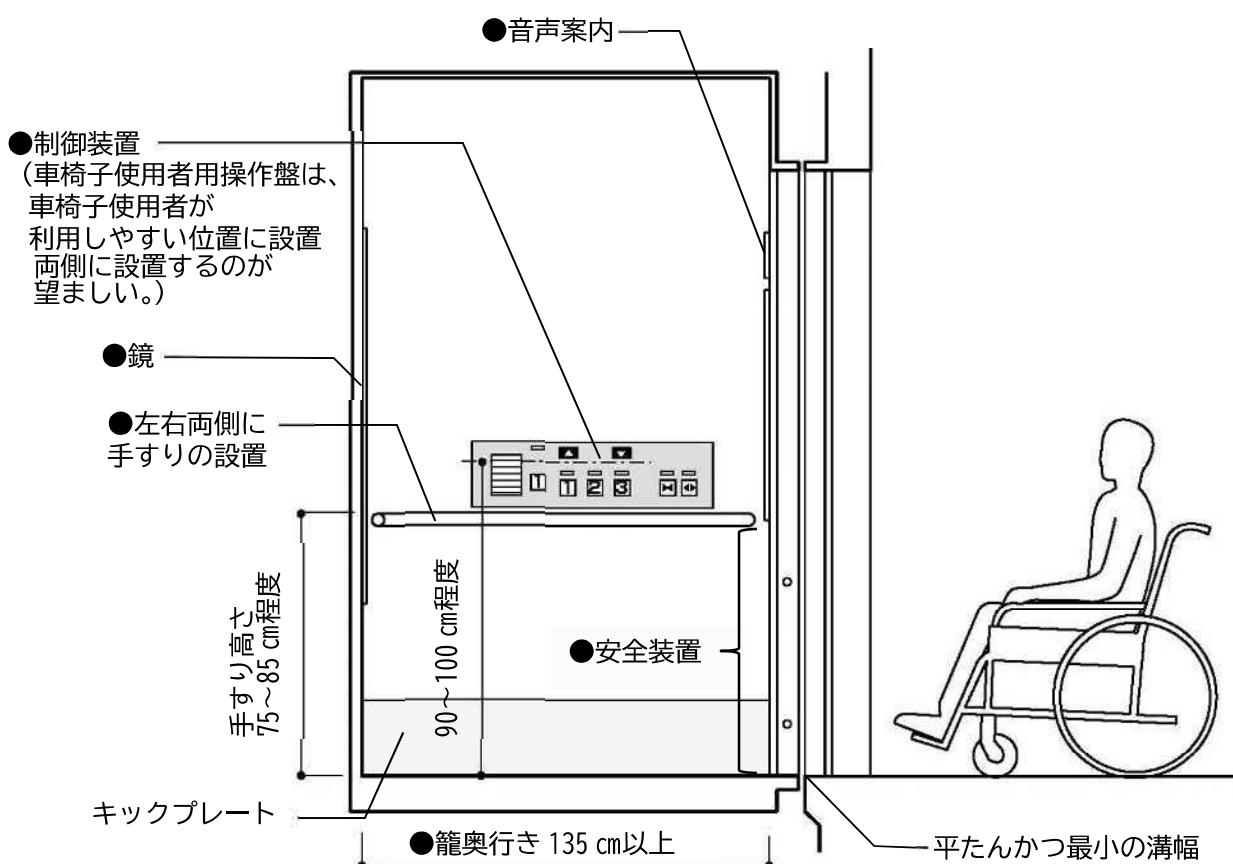


図9-5-4 籠内操作盤の階数ボタン配置と点字表示例(参考図)

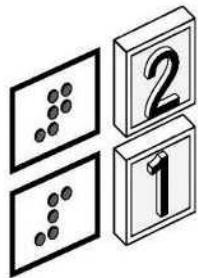


図9-5-5 籠内の整備例



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

**図9-5-6 点字表示例(階数ボタン)(参考図)**



**図9-5-7 段差解消機の基準**

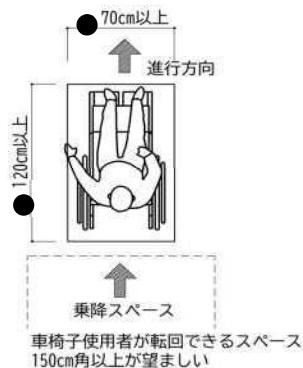
◆ 基準 ◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

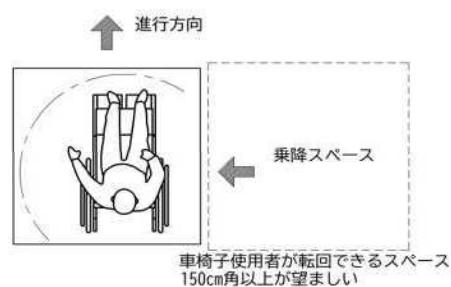
施設等	チェック項目
<一般基準> 標識 (政令第19条、省令第113号)	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機の付近に設ける、当該エレベーターその他の昇降機があることを表示する標識 (1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか (2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であるか
<移動等円滑化経路> 特殊な構造又は使用形態のエレベーター その他の昇降機 (政令第18条第2項第六号、告示第1492号)	①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで以下のいずれかに該当するもの ・籠の定格速度15m/分以下、かつ、床面積2.25m以下で、昇降行程4m以下のもの ・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの (1)平成12年建設省告示第1413号第一第九号に規定するものとしているか (2)籠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか (3)車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか ②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の階段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの (1)平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか

**図9-5-8 段差解消機の籠**

○定員1名の籠(直線形式の場合)

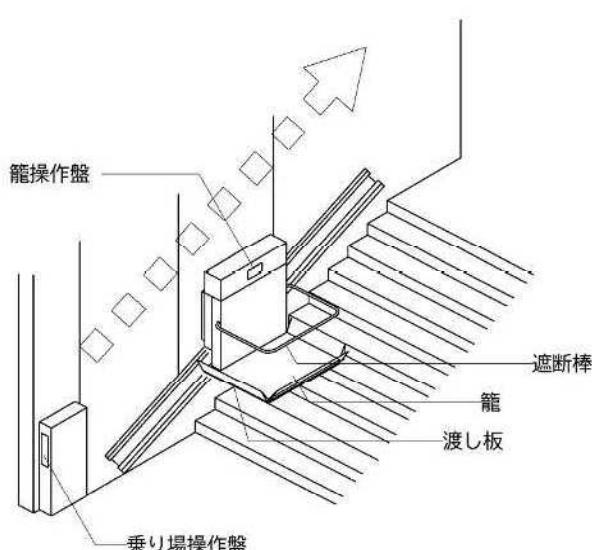


○定員1名の籠(90°の転回形式の場合)

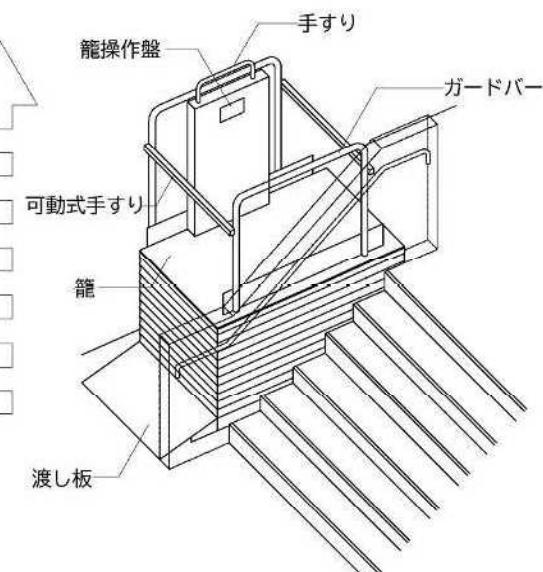


**図9-5-9 段差解消機**

<斜向型段差解消機>



<鉛直型段差解消機>



(※障害物検知装置を設置した場合には、壁又は扉は開いては設けなくてよい)

**凡例 ●:義務基準** 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

## 9-6

## 〔道等から居室等までの経路〕敷地内の通路(屋外)

## 基本的な考え方

高齢者や障害のある方などの円滑な移動に配慮した経路の計画においては、様々な移動上の制約を受ける方が、制約を受けない方と同じように移動及び利用できることが基本となります。このため、道路や駐車施設から建築物の出入口等までの通路や同一敷地内の建築物間の通路について、誰もが安全かつ円滑に利用するための配慮が求められます。

また、車路がある場合は、歩行者の安全確保のため、原則として歩行者と車の動線を分離することが必要です。

## &lt;1&gt;整備基準一覧

整備対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>道等から居室等までの経路上の、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）「敷地内通路(屋外の通路)」が対象です。</li> <li>一般基準の「<u>7敷地内通路</u>」についても基準が適用されるため、併せて御確認ください。</li> </ul>
------	--

施設	● 整備基準		具体的な整備内容と 解説・補足
	箇所	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)
(1) 路面の 仕上げ等	<p>路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>「令第18条第2項第7号」 「令第16条第1項第1号」</p>	同左	<p>具体的な整備内容</p> <p>表面は、滑りにくい仕上げとする。</p> <p>&lt;解説・補足&gt;</p> <p>表面は、通行に支障となる凹凸のないものとし、乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくい材料とする。</p> <p>摩擦係数が極端に異なる仕上げ材料をスポット的に使用することは、雨天時等の歩行に危険を伴うので避ける。</p> <p>砂利敷きは車椅子の走行に支障をきたすため、原則避けること。寺社等の和風建築物との調和等の理由により、砂利敷きとする場合は、薄層にすることや砂利敷きの通行支障に対応するマットを敷設する等の工夫をすること。</p>
(2) 有効幅員	<p>幅は、130cm以上とすること。</p> <p>【移動等円滑化経路】 「条例29条第1項第6号ア」</p> <p>【特定経路】 「条例31条第2項第7号イ」</p>	<p>幅は、120cm以上とすること。※</p> <p>「条例 別表2 第9項第8号ア」</p>	<p>&lt;解説・補足&gt;</p> <p>敷地内の通路は、利用者の動線が集中することから、空間に余裕をもった計画とする必要がある。</p> <p>※以下のいずれかに該当し、有効幅員を120cm確保することが困難な場合、90cm以上で可とする緩和規定を設けている。</p>

			<p>① 小規模な建築物のバリアフリー経路 ②ホテル・旅館等の利用居室等から条例別表2 第4項第8号に規定する便所までの経路 ただし、<u>本緩和規定が適用できるのは、条例別表1で、条例別表2第9項第12号又は第13号の規定が除かれていない場合のみである。</u></p>
(3) 車椅子転回 スペース	50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。  【移動等円滑化経路】 «令第18条第2項第7号口»  【特定経路】 «条例31条第2項第7号ア»	同左  «条例 別表2 第9項第8号イ»	<p><b>具体的な整備内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>50m以内ごとに、車椅子の転回スペース（140cm角以上又は直径150cm以上の円が内接する空間）を設ける。</li> </ul> <p><b>&lt;解説・補足&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電動車椅子の転回には更に広い空間が必要となる。（直径180cm以上）</li> </ul>
(4) 傾 斜 路  ア 有効 幅員	<p>・幅は、130cm以上とすること。 ・段に併設する傾斜路の幅は、90cm以上とすること。</p> <p>【移動等円滑化経路】 «条例29条第1項第6号ア»  【特定経路】 «条例31条第2項第7号ウ(ア)»</p>	<p>・幅は、120cm以上とすること。※ ・段に併設する傾斜路の幅は、90cm以上とすること。</p> <p>«条例 別表2 第9項第8号ウ(ア)»</p>	<p><b>&lt;解説・補足&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>傾斜路は、車椅子使用者が利用する部分であることから、寸法に余裕をもった計画とする。</li> </ul> <p>※以下のいずれかに該当し、有効幅員を120cm確保することが困難な場合、90cm以上で可とする緩和規定を設けている。</p> <p>①小規模な建築物のバリアフリー経路 ②ホテル・旅館等の利用居室等から条例別表2 第4項第8号に規定する便所までの経路 ただし、<u>本緩和規定が適用できるのは、条例別表1で、条例別表2第9項第12号又は第13号の規定が除かれていない場合のみである。</u></p>
イ 勾配	<p>【移動等円滑化経路】 勾配は、1/15以下とすること。ただし、高低差が16cm以下の場合は、1/8以下とすること。</p> <p>【特定経路】 勾配は、1/12以下とすること。ただし、高低差が16cm以下の場合は、1/8以下とすること。</p>	勾配は、1/12以下とすること。ただし、高低差が16cm以下の場合は、1/8以下とすること。	<p><b>&lt;解説・補足&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子使用者が自力で傾斜路を登坂するには相当の体力を必要とするため、勾配はできる限り緩やかなものとする。</li> </ul>

	<p>【移動等円滑化経路】 «条例 29 条第1項第 6 号イ(イ)»</p> <p>【特定経路】 «条例第 31 条第 2 項第 7 号ウ(イ)»</p>	«条例 別表2 第9項第8号ウ(イ)»	
ウ 踊り場	<p>高低差が 75 cmを超える場合は、75 cm以内ごとに踏み幅が 150 cm以上の踊り場を設けること。</p> <p>【移動等円滑化経路】 «条例第 29 条第 6 号イ(ウ)»</p> <p>【特定経路】 «条例第 31 条第 2 項第 7 号イ»</p>	同左	<p>＜解説・補足＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>傾斜路が長くなる場合は、車椅子使用者が途中で体勢を整えることができる水平な踊り場が必要である。</li> </ul>
エ 手すり	<p>手すりを設けること。</p> <p>【移動等円滑化経路】 «条例第 29 条第 6 号イ(エ)»</p> <p>【特定経路】 «条例第 31 条第 2 項第 7 号イ»</p>	同左	<p>具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手すりは、傾斜部分の途中からではなく、傾斜の始まりから終わりまで、踊り場も含め、連続して設置する。</li> <li>手すりを壁面に設置する場合は、壁面と手すりの空きを 4~5cm 確保し、手すりをしっかりと握ることができるようとする。</li> </ul> <p>＜解説・補足＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>踊り場も含め、手すりの設置が必要な理由は以下による。 <ul style="list-style-type: none"> <li>法対象：条例 29 条第1項第 6 号で規定する「傾斜路」には、踊り場も含むため</li> <li>条例対象：条例 別表2 第9項第8号で規定する「傾斜路」には、踊り場も含むため</li> </ul> </li> <li>手すりは、幼児等の転落防止に配慮した形状とする。</li> </ul>
オ 転落 防止	<p>両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。</p> <p>【移動等円滑化経路】 «条例第 29 条第 6 号イ(オ)»</p> <p>【特定経路】 «条例第 31 条第 2 項第 7 号イ»</p>	同左	<p>具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立ち上がり部の高さは、最低 5 cm以上とする。</li> </ul> <p>＜解説・補足＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立ち上がり部は連続して設けるものとする。</li> <li>立ち上がり部は、転落や車椅子の脱輪等を防止するものである。そのため、隙間のあるルーバー等や、一定の荷重を支えられない構造・形状・素材等を立ち上がり部に用いることは不可とする。</li> </ul>

<b>力 始点・ 終点の 平場 確保</b>	<p>傾斜路の始点及び終点に、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p> <p>【移動等円滑化経路】 «条例第29条第6号イ(力)»</p> <p>【特定経路】 «条例第31条第2項第7号イ»</p>	<b>同左</b>	<p><b>具体的な整備内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>傾斜路の前後で方向変換が必要な場合、車椅子が転回できるよう、平たんな部分は、140cm角又は直径150cm以上の円が内接する空間以上を確保する。</li> <li>傾斜路の前後で方向変換が不要な場合、平たんな部分は、原則120cm以上確保する。※</li> </ul> <p>※条例対象の小規模な建築物等であり、敷地の状況等により、やむを得ず上記の大きさの平たんな部分を確保できない場合でも、原則、平たんな部分の奥行きは100cm以上とする。</p> <p><b>&lt;解説・補足&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記の平場の空間が必要な理由は、車椅子のJIS規格の奥行き寸法が120cmであるためである。</li> <li>傾斜路の始点又は終点に近接して開き戸がある場合は、上記の大きさに加えて、開き戸の開閉軌跡(開き戸の幅員)以上の平たんな部分を確保する必要がある。</li> </ul>
--	---	-----------	--

## <2>努力基準一覧

施設	努力基準
箇所 (番号は表<1> に合わせています)	内 容
(1) 有効幅員	◎○幅は180cm以上とする。
(4) 傾斜路	<p>◎○(条例対象であっても)勾配は1/15以下とする。</p> <p>◎幅は、階段に代わるものにあっては、150cm以上、階段に併設するものにあっては、120cm以上とする。</p> <p>◎高さが16cmを超えるか、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設ける。</p> <p>○長さ6m以内ごとに、踏み幅が150cm以上の踊り場を設ける。</p>
(5) その他	<p>○段がある部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>①幅は、140cm以上とする。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定することができる。</p> <p>②蹴上げ16cm以下、踏面30cm以上とする。</p> <p>③両側に手すりを設ける。</p> <p>○通路上に排水溝を設ける場合には、車椅子の通行に支障がない構造のふたを設ける。</p> <p>○道等と接続する部分については、道等との間に段差が生じないようにする。</p> <p>○歩行者用の通路と車路とを区分する。</p>

&lt;2&gt;の凡例:◎…建築物移動等円滑化誘導基準

○…条例規則

◇ …その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

## 図9-6-1 敷地内の通路

### ●有効幅員

条例対象: 120 cm以上

法対象: 130 cm以上

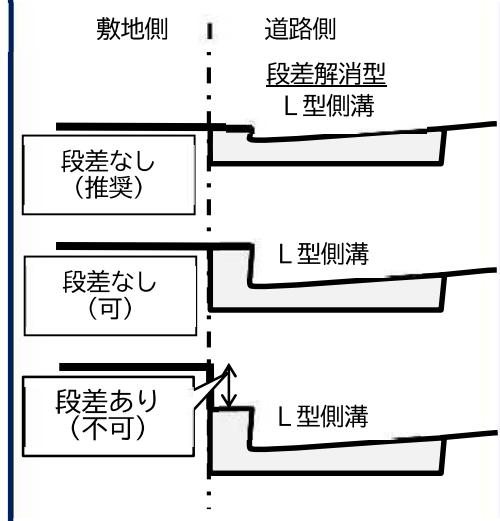
(180 cm以上が望ましい。)

●50m以内ごとに車椅子が転回できるスペースを設置

●路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

●道路境界際の点状ブロックは  
道路境界際に5枚以上敷設する。

●道路と敷地の間に段差なし  
※L型側溝の段差は除く。  
(段差解消型L型側溝の採用  
を推奨)



自動ドア

音声誘導設備

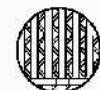
●接続する出入口は  
9-2に定める構造

シニアカー  
駐車スペース

補助犬の  
排泄用スペース

●排水溝を設ける場合は、つえ等が落  
ち込まない構造の細目タイプの溝ぶ  
たを設ける(ノンスリップタイプ)。

10cm以下



ピッチ 1cm 以下

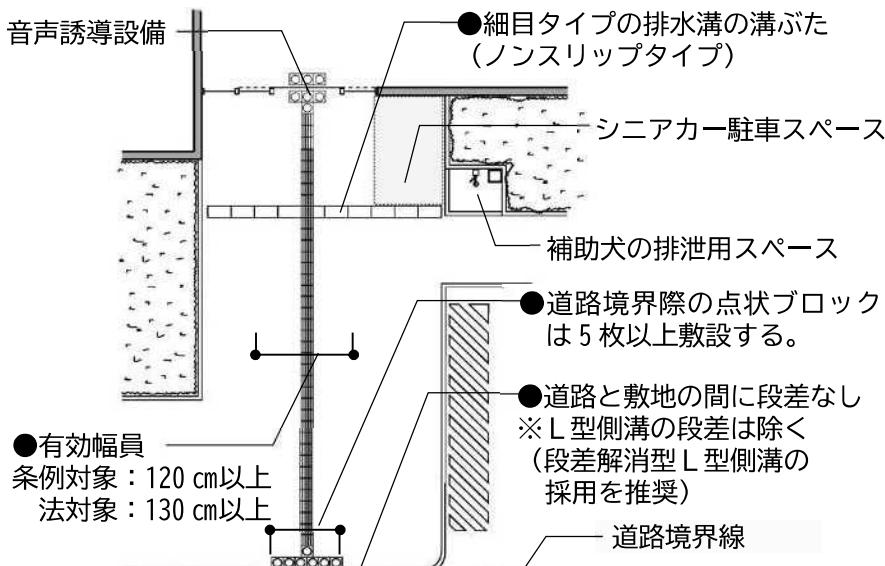
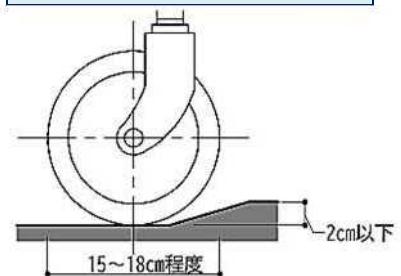


図9-6-2 段差解消の例(参考図)



車椅子で前向きに段差を乗り越える場合、  
段差が大きいと前輪が段に対して横向き  
になり、前に進めなくなるおそれがある  
ため、2cm以下の段差とすること。また、  
段の角をとおす(すりつけ、面取り、  
スロープ等)ことが望ましい。

**凡例 ●:義務基準** 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図9-6-3 段に併設する傾斜路の例

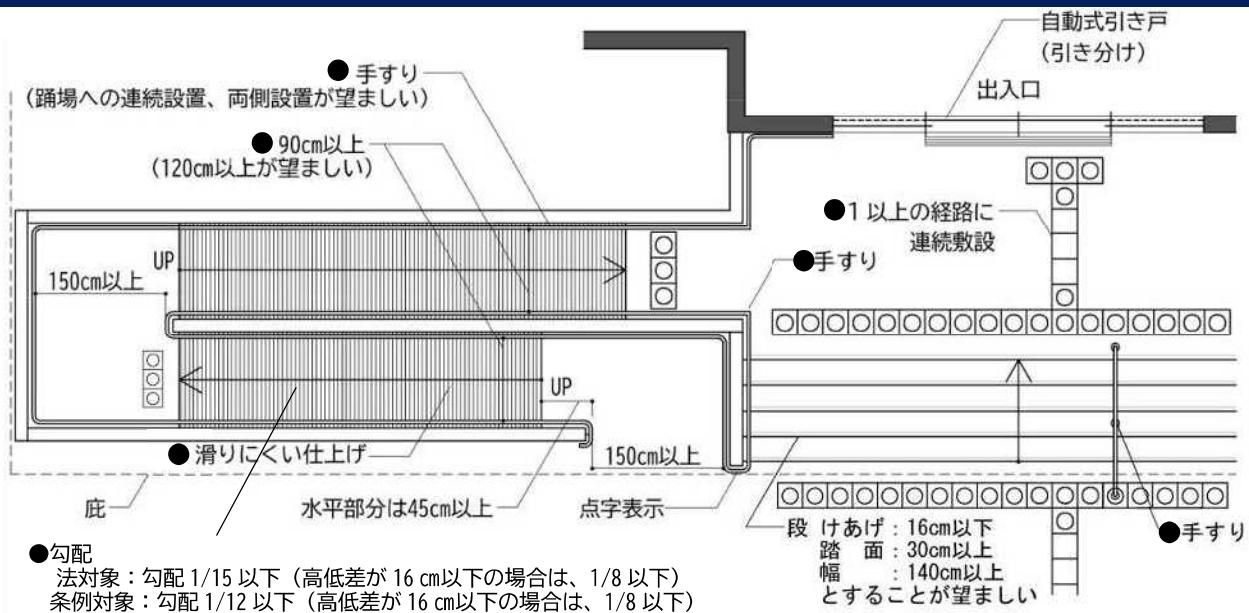
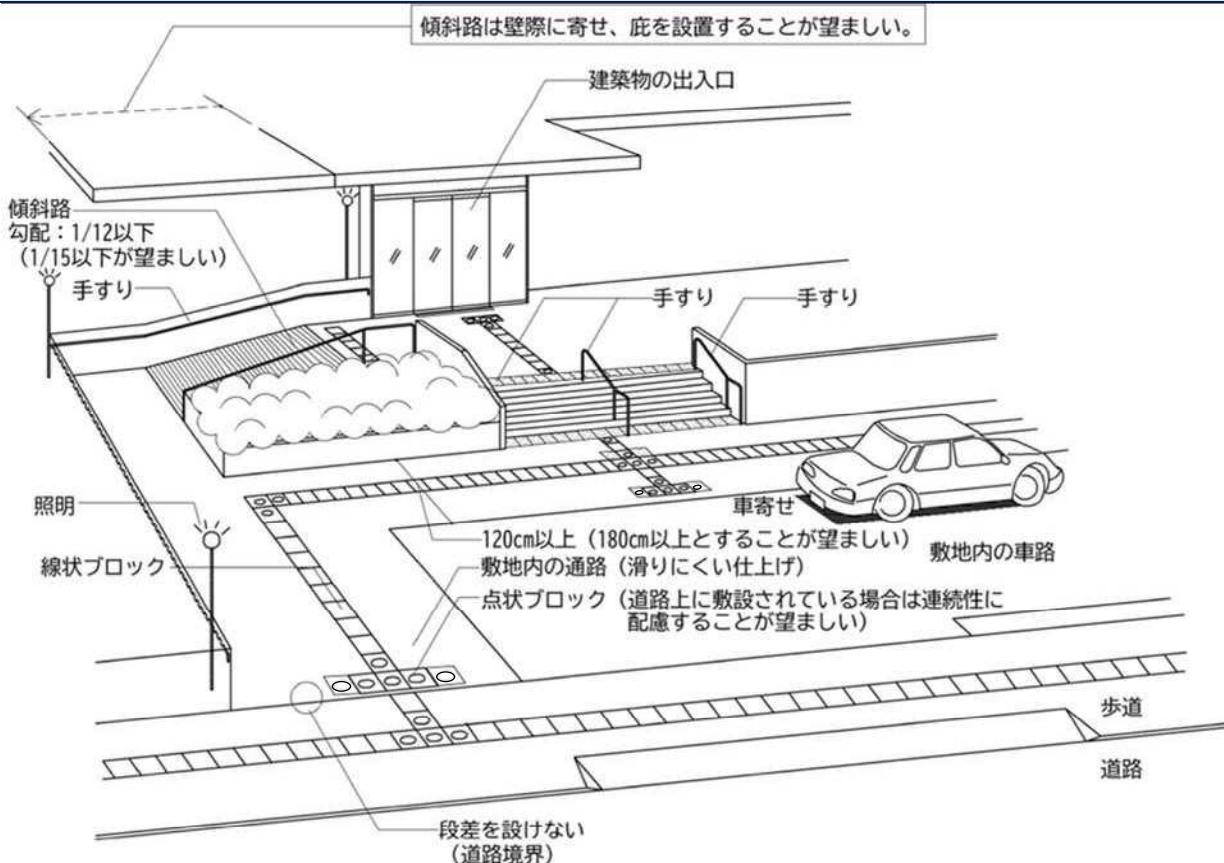


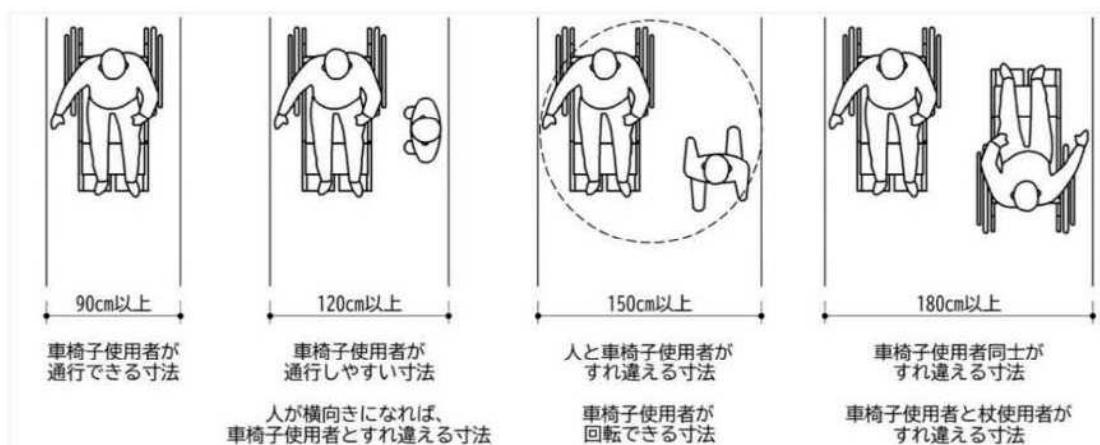
図9-6-4 敷地内の通路 ※段を設けざるを得ない場合の例(参考図)



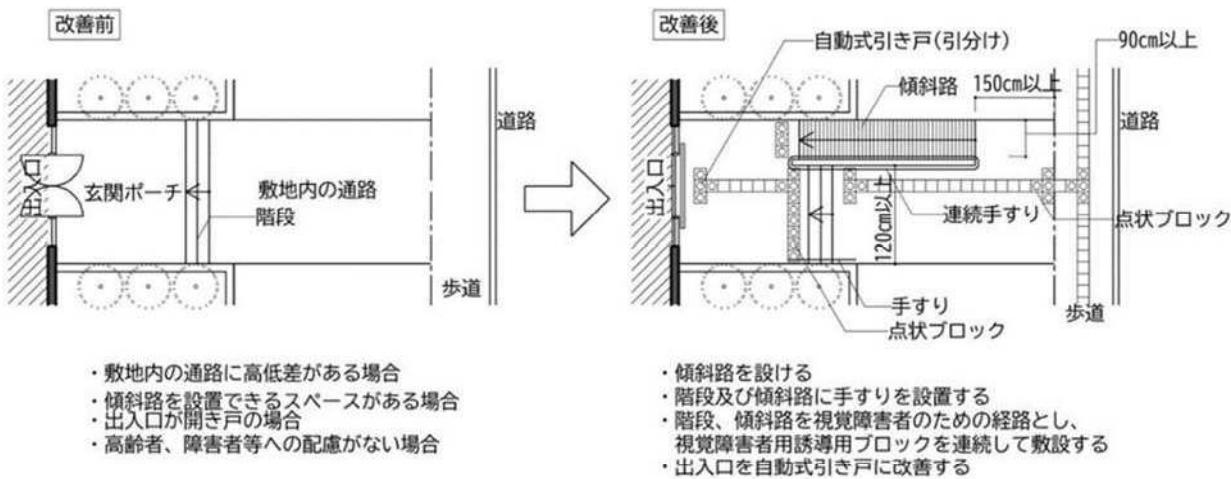
凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

### 図9-6-5 敷地内の通路の有効幅員(参考図)

※各経路で規定された幅員以上の計画が必要です。



### 図9-6-6 改善例1(参考図)



### 図9-6-7 改善例2(参考図)

